令和３年度 第２回 県西障害保健福祉圏域

障害者自立支援協議会

県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター

令和3年度　第2回　県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会次第

日時：令和3年10月22日（金）
13：30～16：30
開 催 方 法 ：リモート会 議
（一部対面）

1．開会

2．協議事項
（1）令和３年度　県西障害保健福祉圏域相談支援等ﾈｯﾄﾜｰｸ形成事業　中間報告
（2）地域自立支援協議会の報告
（3）神奈川県の取り組み
（4）地域生活支援拠点事業の在り方検討会について
（5）医療的ケア児支援の取り組み及び関連施策の動向
（6）県西圏域における地域 BCP について
（7）県西圏域における地域包括ケアシステムについて
（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の取り組み）
（8）当事者委員から活動報告
（9）各機関からの情報提供等

3．その他
令和3年度　第3回　県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会　について
令和4年3月予定

4．閉会

配布資料一覧
・次第（本紙）
・P1～　委員構成　委員名簿　設置要綱
・P7～　資料1　令和３年度　県西障害保健福祉圏域相談支援等ﾈｯﾄﾜｰｸ形成事業
・P18～　資料 2　小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会
・P27～　資料 2-2　足柄上地区地域自立支援協議会
・P29～　資料 3　神奈川県の資料
・P46～　資料 4　地域生活支援拠点事業の資料
・P56～　資料 5　医療的ケア児支援の取り組み及び関連施策の動向の資料
・P80～　資料 6　地域 BCP の資料
・P81～　資料 7　県西圏域における地域包括ケアシステムの資料
・P82～　資料 8　県西地区ピアサポーターグループ「フリースペースおれんちせぇぶ」の資料
・P87～　資料 9　各機関からの情報提供

令和3年度　県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会 委員構成

（委員）

No	区分	所属
1	事業者	おだわら障がい者総合相談支援センター　クローバー
2		小田原市基幹相談支援センター
3		足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあん
4		神奈川県知的障害福祉協会県西地区施設長会
5		社会福祉法人　県西福祉会　県西福祉センター
6	就労	社会福祉法人よるべ会　　障害者支援センター　ぽけっと（障害者就業・生活支援センター）
7		小田原公共職業安定所
8	教育	神奈川県立小田原養護学校
9		小田原市教育委員会
10	当事者・当事者団体	南足柄市身体障害者福祉協会
11		社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会　自立サポートセンタースマイル ピアサポーター
12		足柄上地区委託相談事業所 相談支援センター りあん　フレンズ　ピアサポーター
13		小田原地区精神保健福祉会　梅の会
14		足柄上郡手をつなぐ育成会
15		小田原養護学校肢体不自由教育部門保護者有志の会　スマイルメイト
16	社協	社会福祉法人　小田原市社会福祉協議会
17		社会福祉法人　南足柄市社会福祉協議会
18	市町	小田原市　福祉健康部　障がい福祉課（協議会副会長）
19		箱根町　福祉部　福祉課
20		真鶴町　福祉課
21		湯河原町　 社会福祉課
22		南足柄市　福祉健康部　福祉課
23		中井町　福祉課
24		大井町　福祉課
25		松田町　福祉課（協議会会長）
26		山北町　福祉課
27		開成町　町民福祉部　福祉介護課
28	圏域内県専門機関	神奈川県小田原児童相談所　子ども支援課
29		神奈川県小田原保健福祉事務所　保健福祉部
30		神奈川県小田原保健福祉事務所　足柄上センター　保健福祉課

（オブザーバー）

No	区分	所属
1	圏域ネットワークとりまとめ	社会福祉法人かながわ共同会　　愛名やまゆり園
2		社会福祉法人かながわ共同会　　愛名やまゆり園　　生活支援部
3	県	神奈川県福祉子どもみらい局　福祉部　障害福祉課
4	圏域内県専門機関	神奈川県小田原保健福祉事務所　保健福祉部　保健福祉課
5		神奈川県小田原保健福祉事務所　足柄上センター　保健福祉課
6	県専門機関	神奈川県立中井やまゆり園　生活支援部
7		神奈川県立総合療育相談センター
8		社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団　　神奈川県リハビリテーション支援センター
9		社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会　　権利擁護推進部
10		神奈川県精神保健福祉センター　調査・社会復帰課
11	事業者	独立行政法人国立病院機構　箱根病院　（難病・重症心身障がい領域に関する機関）
12		社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会　自立サポートセンタースマイル　（精神障がい領域に関する機関）
13		社会福祉法人よるべ会　わらべの杜（サービス提供ネットワーク参画機関）

（事務局）

No	区分	所属
1	事務局	社会福祉法人風祭の森　太陽の門相談室

令和3年度 第2回県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会名簿

（敬称略）

（委員）

	所属 ・ 職名	氏名	出席区分	氏名	出席区分
1	おだわら障がい者総合相談支援センター　クローバー 社会福祉法人　宝安寺社会事業部　ほうあんホッと相談カフェ　課長	石黒　達也	リ		
2	おだわら障がい者総合相談支援センター　クローバー 曽我病院　福祉医療相談室　相談支援専門員	本杉　康行	リ		
3	小田原市基幹相談支援センター　相談支援専門員	福井　尚子	リ		
4	社会福祉法人　明星会　足柄上地区委託相談事業所　相談支援センター　りあん 管理責任者	露木　とし	リ	相談支援専門員 山田　愛	リ
5	神奈川県知的障害福祉協会県西地区施設長会　会長　(ほうあんのぞみ　所長)	大水　健晴	リ		
6	社会福祉法人　県西福祉会　県西福祉センター　地域福祉課　課長	佐々木　一人	書		
7	社会福祉法人　よるべ会　　障害者支援センター　ぽけっと (障害者就業･生活支援センター) 所長	恩蔵　幸一	リ	課長 坂間　美貴子	リ
8	小田原公共職業安定所　専門援助部門　統括職業指導官	月雪　雅夫	書		
9	神奈川県立小田原養護学校　副校長	野中　裕美	リ		
10	小田原市教育委員会　教育指導課　指導主事	橋本　賢治	リ		
11	南足柄市身体障害者福祉協会　会長	中村　吉和	会		
12	社会福祉法人　南足柄市社会福祉協議会　自立サポートセンター　スマイル ピアサポーター	小泉　智史	会		
13	社会福祉法人　明星会　足柄上地区委託相談事業所　相談支援センター　りあん フレンズ ピアサポーター	隅田　真弘	リ		
14	小田原地区精神保健福祉会　梅の会　役員	力石　絹子	会		
15	足柄上郡手をつなぐ育成会　会長	湯川　富美子	書		
16	小田原養護学校 肢体不自由教育部門 保護者有志の会 スマイルメイト　代表	辻　有里	会	辻　愛咲	会
17	社会福祉法人　小田原市社会福祉協議会　常務理事	林　良英	リ	まるごと相談 栗田　知征	リ
18	社会福祉法人　南足柄市社会福祉協議会　事務局長	露木　隆夫	リ		
19	小田原市　福祉健康部　障がい福祉課　課長(協議会　副会長)	三樹　栄	会		
20	小田原市　福祉健康部　障がい福祉課　主任	山口　晃太郎	会		
21	箱根町 福祉部　福祉課　福祉課長	鈴木　宗久	書		
22	真鶴町　福祉課　課長	山田　譲	リ		
23	湯河原町　社会福祉課　課長	小澤　忍	リ		
24	南足柄市　福祉健康部　福祉課　課長	井上　美宜	リ		
25	南足柄市　福祉健康部　福祉課　障害福祉班　班長	澤田　範子	リ		
26	中井町　福祉課　福祉課長	篠島　祐司	リ		
27	大井町　福祉課　課長	高橋　秀夫	書		
28	松田町　福祉課　課長　(協議会　会長)	椎野　晃一	会		
29	山北町　福祉課　課長	尾崎　雄一	リ		
30	開成町　町民福祉部　福祉介護課　課長	渡辺　雅彦	リ		
31	神奈川県小田原児童相談所　所長	山岸　秀俊	リ		
32	神奈川県小田原保健福祉事務所　保健福祉部　部長	重松　美智子	リ	保健福祉課 副技幹　原　真弓	リ
33	神奈川県小田原保健福祉事務所　足柄上センター　保健福祉課　課長	西田　統	リ		

【出席区分】 会･･･会場出席　リ･･･リモート出席　書･･･書面出席　　･･･会長･副会長　　･･･新規･代理出席

（オブザーバー）

	所属 ・ 職名	氏名	出席区分	氏名	出席区分
1	社会福祉法人かながわ共同会　愛名やまゆり園　園長	長谷川　正己	書		
2	社会福祉法人かながわ共同会　愛名やまゆり園　地域支援部　部長	永野　祐司	リ		
3	神奈川県福祉子どもみらい局　福祉部　障害福祉課　地域生活支援グループ	グループリーダー 柳澤　克裕	リ	主事 一之瀬　令菜	リ
4	神奈川県精神保健福祉センター　調査･社会復帰課　専門福祉司	芹沢　俊明	リ		
5	神奈川県小田原保健福祉事務所	保健福祉課　主査 笠井　明子	リ	保健予防課 専門福祉司 石井　健二	リ
6	神奈川県小田原保健福祉事務所　足柄上センター　保健予防課　専門福祉司	小島　伸一朗	書		
7	神奈川県立中井やまゆり園　生活支援部　地域支援課　課長	荒木　宏治	リ		
8	神奈川県立総合療育相談センター　福祉課　主査	湯野川　俊彦	リ		
9	社会福祉法人 神奈川県総合リハビリテーション事業団　地域リハビリテーション支援センター 総合相談室　総括主査	瀧澤　学	リ	ソーシャルワーカー 小川　淳	リ
10	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会　権利擁護推進部　課長	小野　真由美	書		
11	独立行政法人国立病院機構　箱根病院　医療･福祉支援室/療育指導室　室長	山田　宗伸	リ		
12	独立行政法人国立病院機構　箱根病院　地域医療連携室　ソーシャルワーカー	鳥居　千裕	リ		
13	社会福祉法人　南足柄市社会福祉協議会　自立サポートセンタースマイル　管理者	小野塚　晃太郎	リ		
14	社会福祉法人　よるべ会　わらべの杜　施設長	東海　康行	リ		

【出席区分】 会･･･会場出席　リ･･･リモート出席　書･･･書面出席　　（色付き）･･･新規･代理出席

（事務局）

所属	氏名
県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター	社会福祉法人 風祭の森 太陽の門相談室

県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会設置要綱

（目　的）
第１条 神奈川県障害者自立支援協議会設置要綱第７条の規定に基づき、県西障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）における相談支援等のネットワークの形成を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図るため、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組　織）
第２条 協議会は、別表に掲げる委員を持って組織する。
２　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は再任できる。

（協議事項）
第３条 協議会は、第１条の目的を達成するために、次の事項について、協議を行う。
（１）圏域における相談支援ネットワーク形成の推進に関すること。
（２）圏域における市町村の相談支援事業に関すること。
（３）圏域における社会資源に関すること。
（４）その他必要な事項。

（役　員）
第４条　協議会に会長及び副会長を置く。
２　会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
３　会長は協議会を代表し、会務を総理する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会　議）
第５条　協議会は、会長が招集する。
２　会長が必要と認めるときは、会議に委員以外のものを出席させることができる。

（運営委員会）
第６条　県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の運営、相談支援等ネットワーク形成の推進について協議検討を行い、協議会の充実を図るため、運営委員会を設置する。
２　運営委員会は、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の会長・副会長、地域自立支援協議会の事務局、障害当事者または障害者団体、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の事務局で構成する。
３　運営委員会は、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の開催に合わせ年２回行なう。
４　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
委員は再任できる。

（部　会）
第７条　会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って、部会を設置することができ

る。
２　部会に関し、必要なことは別に定める。

（事務局）
第８条　協議会に係る事務局は、神奈川県より県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業を受託した事業所に置くものとする。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則
１　この要綱は、平成１９年２月２９日から施行する。
１　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
１　この要綱は、平成２６年７月３日から施行する。
１　この要綱は、平成２９年２月２７日から施行する。

資料１

県西障害保健福祉圏域
相談支援等ネットワーク形成事業

（令和３年度事業計画･ネットワーク形成事業中間報告）

県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター

令和３年度　県西障害保健福祉圏域
相談支援等ネットワーク形成事業計画

１．事業の目的

県西障害保健福祉圏域における相談支援等のネットワークの形成を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

２．事業内容等

（１）県西障害保健福祉圏域自立支援協議会の運営開催設置要綱に基づき、次の事項について協議を行う。
県西障害保健福祉圏域における各種ネットワーク形成の推進に関すること。
県西障害保健福祉圏域市町の相談支援事業に関すること。
県西障害保健福祉圏域における社会資源に関すること。
その他必要な事項。

（２）相談支援等ネットワーク形成事業
（目的）
障害当事者、家族が地域で安心して生活できるように、①保健・医療・教育・福祉等を含めた関係機関による連携・協力体制の強化および充実、②地域課題の抽出・整理、社会資源の改善・開発に向けて官民協働で取り組む。
（実施内容）
①ICT 等の活用及び足柄下地区に設置された基幹相談支援センター等との連携を図り、関係機関の相互共有・協働体制の強化及び充実に向けたつながり・学び合いの場を設定する。
また、②協議会や連絡会等を通じて、圏域の質的・量的課題等の解決とさらなる考察に向けて、３つのネットワーク（相談支援ネットワーク、サービス提供ネットワーク、地域移行・定着推進ネットワーク）を展開していく。

（３）小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会、足柄上地区地域自立支援協議会との連携
①地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関などの連携の強化を図る。
②協議会・部会などへの参画、実施事業への協力

（４）その他

①神奈川県障害者自立支援協議会への参画

・神奈川県障害者自立支援協議会に出席し、協議会等の開催状況や相談支援等のネットワーク形成支援の取組み状況等について報告等を行う。

②相談支援従事者初任者研修の講師派遣

・相談支援従事者初任者研修に対して講師等を派遣し、新規の相談支援従事者とのネットワーク形成を図る。

令和３年度　県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業
実施事業中間報告

1．圏域自立支援協議会関連

(1) 圏域自立支援協議会

日時	会場	内容・議題
6 月 23 日（水） 15：00～16：00	リモート会議	【令和３年度 第１回 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会　運営委員会】 議題：令和３年度 第１回 県西保健福祉圏域障害者自立支援協議会について
7 月 26 日（月） 13：30～16：30	おだわら総合医療福祉会館４階ホール （一部リモートを活用した分散会場形式）	【令和３年度 第１回 県西保健福祉圏域障害者自立支援協議会】 議題：・令和３年度 第１回 県西保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業計画 ・地域自立支援協議会報告（足柄下地区・足柄上地区） ・神奈川県の取り組み ・地域生活支援拠点事業　在り方検討会について ・県西圏域における地域包括ケアシステムについて （精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の取り組み） ・当事者委員より報告 ・その他情報提供
9 月 24 日（金） 13：30～15：30	リモート会議	【令和３年度 第２回 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会　運営委員会】 議題：令和３年度 第２回 県西保健福祉圏域障害者自立支援協議会について

日時	会場	内容・議題
10月22日（金） 13：00～16：30	リモート会議 （一部対面）	【令和３年度 第２回 県西保健福祉圏域障害者自立支援協議会】 議題：・令和２年度 県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業中間報告 ・地域自立支援協議会報告（足柄下地区・足柄上地区） ・神奈川県の取り組み ・地域生活支援拠点事業在り方検討会　進捗報告 ・医療的ケア児支援の取り組み及び関連施策の動向 ・県西圏域における地域 BCP について ・県西圏域における地域包括ケアシステムについて（精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の取り組み） ・当事者委員からの報告 ・その他情報提供

⑵ 調整会議・神奈川県障害者自立支援協議会・圏域ナビゲーションセンター情報交換会

日時	会場	内容
6月22日(火)	リモート会議	圏域ナビゲーションセンター情報交換会
7月5日(月)	アミューあつぎ	令和３年度　第１回調整会議
7月16日（金）	書面会議	第29回神奈川県障害者自立支援協議会
9月29日（水）	リモート会議	圏域ナビゲーションセンター情報交換会
10月29日（金）	アミューあつぎ	令和３年度　第２回調整会議

2. 相談支援等ネットワーク形成事業

(1) 相談支援ネットワーク

<table>
<tr><th colspan="2">日時</th><th>会場</th><th>内容・議題</th></tr>
<tr><td colspan="2">8月13日（金）
14：00〜15：30</td><td>リモート会議</td><td>【第1回
医療的ケアがあってもともに暮らせるタウンミーティング】
参加者：10名（内訳※1）
内　容：前年度の振り返り
医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律について</td></tr>
<tr><td>成果・課題等</td><td colspan="3">平成29年度より、小児等在宅医療の推進部会において、小田原保健福祉事務所管内の関係機関で実態調査、課題の抽出・整理・共有をし、課題解決に向けて取り組まれてきた経緯がある。昨年度より、県西ナビと共催で協議の場の運営を継続しつつ、併せて定期的にコーディネーター養成研修を修了された方同士で、「医療ケアがあってもともに暮らせるタウンミーティング」という情報共有の場も企画し、定期的に顔合わせを行っている。
具体的には、医療的ケアがあっても地域で暮らす生活者としての視点を大切にし、医療的ケア児およびそのご家族への切れ目ない支援を行う連携体制を構築している。また、コーディネーターの支援が「偏らず、抱え込まず」という協働体制の構築も目指している。
また、同ミーティングについては、令和2年12月より基幹相談支援センターと共催のうえ、今年度第1回目は、「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する法律」が施行に先立ち、同法並びに医療的ケア児等コーディネーターの意義・役割等の理解を深めた。</td></tr>
</table>

(※1)　医療的ケア児等コーディネーター研修および医療的ケア児等支援者養成研修修了者
(相談支援専門員・訪問看護師・保健福祉事務所・神奈川県障害福祉課)

(2) サービス提供ネットワーク

日時	会場	内容・議題
4月6日（火） 14：30～17：00	リモート会議	【令和3年度　第1回 サビ児管連絡会】 参加者：41名（内訳※2） 内　容：・令和3年度報酬改定についての確認 ・グループディスカッション（令和3年度報酬改定について）
6月17日（木） 17：00～18：30	リモート会議	【第1回 サービス提供ネットワーク】 参加者：9名（内訳※2） 内　容：・サビ児管連絡会について（振り返り） ・ふくしフェアについて（昨年度の報告）
11月開催予定	リモート会議	【第2回サービス提供ネットワーク】 内　容：・サビ児管連絡会について（第2回の内容検討） ・ふくしフェアについて （今年度の開催方法について）
12月開催予定	リモート会議	【令和3年度　第2回　サビ児管連絡会】
成果・課題等	令和2年度から引き続き、サビ児管連絡会とふくしフェアの開催について取り組んでいる。サビ児管連絡会については年間2回の開催を予定している。ふくしフェアは今年度もICT等を活用した開催を検討している。 　サビ児管連絡会については、圏域内全ての事業所を対象に16団体41名にご出席いただいた。令和3年度の報酬改定については、直接支援事業に係る内容を中心に確認を行った。参加者からは他事業所との情報共有ができ、有意義な時間になったという意見が多く寄せられたため、今後も定期的に企画し事業所間のネットワークの強化を目指す。	

（※2）　相談支援事業所・GH・生活介護事業所・就労支援事業所・入所施設事業所・
児童施設事業所のサビ児管と相談支援専門員

(3) 地域移行・地域定着ネットワーク

日時	会場	内容・議題
7月7日（水） 11：00～12：00	リモート会議	【施設入所中児童の地域移行に係る連絡会議　意見書の取りまとめについて】 参加者：児童相談所、ナビ担当者 内　容：意見書の取りまとめの共有、課題の整理。
9月29日（水） 予定	地域支援センター ひまわり	【ピアサポーターによる福祉サービス等の普及啓発】 参加者：自立サポートセンタースマイル　ピアサポーター職員 ナビ担当者 内　容：ピアサポーターが利用している福祉サービス等を動画で紹介し、精神科医療機関に向けて情報発信する。

成果・課題等	
成果・課題等	令和元年度より、障がい種別を問わない包括的な移行支援の仕組みづくりに向けて、既存の協議体（協議の場）と連携を図ってきた。 障害児施設の過齢児の地域移行にかかる課題については、「施設入所中児童の地域移行に係る連絡会議」における意見書をもとに、課題整理と今後の取り組みについて児童相談所担当者と打ち合わせを行った。8月には厚生労働省「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」において、基本的な考え方が示されたため、障害児施設、成人施設とともに今後の連絡会の在り方についても検討していきたい。 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場については、昨年度に引き続き、既存の協議体に参画している。コロナ禍で連携の機会が減少し、退院支援が進みにくい状況もあるが、ピアサポーターによる福祉サービスの情報を精神科医療機関に届ける取り組みが企画されている。

(4) 相談支援体制充実強化事業

<table>
<tr><th>日時</th><th>会場</th><th>内容・議題</th></tr>
<tr><td>10月15（金）
15:30～17:00</td><td>リモート会議</td><td>【対応困難事例集を用いた研修会
～支援者が感じる困難さと上手に向き合うために～】
講　師：神奈川保健福祉大学（岸川氏）、神奈川県子どもみらい局福祉部障害福祉課（松浦氏）
出席者：60名（内訳※3）</td></tr>
<tr><td>11月予定</td><td>リモート会議</td><td>【専門的助言（コンサルテーション）ケース④】
専門機関：神奈川保健福祉大学（岸川氏）、
出 席 者：相談支援事業所、委託相談事業所、基幹相談支援センター
内　容：知的障害と行動障害のあるご本人とそのご家族の支援について</td></tr>
<tr><td>成果・課題等</td><td colspan="2">昨年度作成した「困難対応事例集」を用いた研修会を金沢区基幹相談支援センター、小田原市基幹相談支援センターと共催で企画した。
今年度のコンサルテーションについては、知的障害と行動障害のあるご本人とそのご家族の支援について、専門機関からの助言に基づき、今後の支援の方向性を確認していく。</td></tr>
</table>

(※3)　県西地区、金沢区の相談支援専門員・サービス管理責任者・支援員、等

(5) 地域支援拠点事業の在り方検討会

<table>
<tr><th>日時</th><th>会場</th><th>内容・議題</th></tr>
<tr><td>8月18日（水）
15:30～17:00</td><td>足柄上センター4階
教育衛生指導室
(一部リモート出席)</td><td>【第11回　地域生活支援拠点事業の在り方検討会】
参加者：16名(内訳※4)
内　容：～拠点整備に向けたこれまでの検討経過と今後のスケジュールの確認～
・下地区、上地区より進捗報告</td></tr>
<tr><td>成果・課題等</td><td colspan="2">地域生活支援拠点の5つの機能（① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり）の中でも優先度の高い②について、設置に向けた準備が必要となる。広域かつ社会資源の一部不足・偏在化という県西圏域の課題解消のため、上地区・下地区の社会資源の相互利用を可能とする体制（面的整備型）の実現に向け、行政、委託相談支援事業者、中核事業者等で検討をしていただいている。
現在は、下地区・上地区各々で行政中心に検討会を開催。県西ナビは圏域全体のモニタリングを行っている。
8月18日開催の検討会では下地区・上地区から進捗報告をいただいた。下地区は小田原市より3ケース、湯河原町より1ケースを試験的運用として進めている。足柄上地区は山北町・南足柄市・松田町より1ケースずつ試験的運用として進めている状況である。</td></tr>
</table>

(※4)　小田原市・南足柄市・開成町・委託相談支援事業者（クローバー・りあん）・中核事業者（永耕園）
神奈川県福祉こどもみらい局・小田原保健福祉事務所足柄上センター

(6) 事例検討会

日時	会場	内容・議題
7月20日（火） 16：00～17：00	リモート会議	【第1回　事例検討会】 参加者：51名（内訳※5) 内　容：小田原市基幹相談支援センターと共催で企画。ご本人とご家族間にトラブルがあるケースの支援について、ストレングスモデルに基づくスーパービジョンを用いた事例検討会。

(※5)　相談支援専門員・サービス管理責任者・ケアマネージャー等

(7)　その他のネットワーク形成等

○共催

日程	会場	内容・議題
4月6日（火）	リモート会議	【第1回　サビ児管連絡会】 共催：小田原市基幹相談支援センター
4月19日・27日 5月6日・11日・19日 6月2日・18日	リモート会議	【県西圏域緊急対策会議】 事務局：小田原市基幹相談支援センター 出席者：各回14名（内訳※6)
7月20日（火）	リモート会議	【事例検討会】 共催：小田原市基幹相談支援センター
8月4日（水）・10日（火） 9月6日（月）・30日（木）	リモート会議	【新型コロナウィルス感染症予防対地域BCP意見交換会】 共催：小田原市基幹相談支援センター 出席者：各回25名（内訳※7)
10月15日（金）	リモート会議	【相談支援体制充実強化事業（研修会)】 主催：金沢区基幹相談支援センター 共催：小田原市基幹相談支援センター

(※6)　要支援施設関係者・入所支援施設管理者・GH管理者・生活介護施設管理者・相談支援事業所管理者
神奈川県子どもみらい局福祉部障害サービス課

(※7)　福祉サービス事業所管理者・相談支援専門員・サービス管理責任者・社会福祉協議会職員・
支援員等

○出席した部会・会議等

足柄下地区

日程	会場	内容・議題
6 月 15 日（火）	リモート会議	就労支援部会
6 月 29 日（火）	生涯学習センターけやき	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町 地域障害者自立支援協議会
7 月 29 日（木）	リモート会議	新型コロナウィスル感染症予防対策研修
8 月 12 日（木）	リモート会議	精神障害者地域生活支援部会
8 月 20 日（金）	リモート会議	子ども部会
8 月 31 日（火）	リモート会議	相談支援部会
9 月 10 日（金）	リモート会議	就労支援部会
11 月 4 日（木）	小田原アリーナ	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町 地域障害者自立支援協議会

足柄上地区

日程	会場	内容・議題
5 月 27 日（水）	リモート会議	地域生活支援部会
6 月 10 日（木）	リモート会議	権利擁護部会
6 月 16 日（水）	リモート会議	地域生活支援部会コア会議
7 月 21 日（水）	リモート会議	地域生活支援部会コア会議
8 月 12 日（木）	リモート会議	相談支援部会
8 月 18 日（水）	リモート会議	地域生活支援部会会議
9 月 15 日（水）	リモート会議	地域生活支援部会

○その他圏域内（出席した会議・研修等）

日程	会場	内容・議題
7 月 1 日（木）	リモート	地域精神保健福祉連絡協議会 地域移行部会

○令和２年度神奈川県相談支援従事者初任者研修　演習講師

日程	会場	内容・議題
9月2日（木）・3日（金）・ 30日（木） 10月25日（月）・26日（火）	平塚商工会議所 （一部リモート研修）	１コース
9月21日（火）・22日（水） 10月14日（木） 11月11日（木）・12日（金）	ココテラス湘南 （一部リモート研修）	３コース

○広報活動

日程	内容・議題
11月	県西圏域ナビだより　第１号発行予定

資料 2-1

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町
地域障害自立支援協議会　資料

小田原市基幹相談支援センター

令和３年度（２０２１年度）小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町
地域障害者自立支援協議会　事業中間報告

１　全体会

開催日・場所	議題・概要
第１回 令和３年６月２９日（火） １０時～１２時 小田原市生涯学習センター けやき第２会議室 （一部リモート）	（１）　令和２年度地域障害者自立支援協議会事業報告及び 決算等について （２）令和３年度地域障害者自立支援協議会事業計画（案）及び予算（案）について （３）令和２年度障害福祉サービス等の利用状況について （４）令和２年度基幹相談支援センター事業実績及び委託相談支援事業実績について （５）日中サービス支援型共同生活援助事業者より報告 （６）その他 地域生活支援拠点事業について
第２回 令和３年１１月４日（火） １０時～１２時 小田原アリーナ研修室	（１）　令和３年度地域障害者自立支援協議会事業中間報告 （２）　第６期障がい者基本計画について （３）　その他
第３回（予定） 令和４年３月	（１）　令和３年度地域障害者自立支援協議会事業報告 （２）　令和４年度地域障害者自立支援協議会事業について （３）日中サービス支援型共同生活援助事業者より報告 （４）その他

２　運営会議

開催日・場所	議題・概要
第１回 令和３年４月２２日（木） １５時３０分～１６時４５分 おだわら総合医療福祉会館４階１会議室	（１） 委員について ➢ 委員改選の年度のため、委嘱委員候補について確認 （２） 令和２年度収支報告及び令和３年度収支予算について （３） 今年度の全体会及び部会について （４） その他
第２回 令和３年１０月２８日（木） １５時３０分～１６時 おだわら総合医療福祉会館AB 会議室	（１） 全体会について （２） 各部会の進捗状況について （３） その他
第３回（予定） 令和３年１２月	（１） 各部会の進捗状況について （２） その他
第４回（予定） 令和３年２月	（１） 全体会について （２） 各部会の進捗状況について （３） その他

３　専門部会

◎相談支援部会

部会長・相談支援センターういず　近文子

開催日・場所	議題・概要
第１回（コア会議） 令和３年６月１日（火） １４時～１５時 おだわら総合医療福祉会館 クローバー	（１）今年度の部会について ➢ 『令和３年度報酬改定について』『多職種連携（介護保険移行ケースの対応等）について』の２つのテーマに沿って活動することを確認した。 （２）第２回部会（全体会）について ➢ 令和３年度報酬改定のモニタリングを行った。 （３）その他
第２回（コア会議） 令和３年８月２６日(木) １５時３０分～１６時 おだわら総合医療福祉会館 AB 会議室	（１）第１回相談支援部会について （２）その他
第３回 令和３年８月３１日（火） １３時～１５時 リモート形式	（１）今年度の相談支援部会について ➢ 活動テーマついて周知 （２）令和３年度報酬改定モニタリング① ➢ 報酬改定の主な内容の確認 ➢ ３グループに分かれて意見交換・情報共有 （３）足柄上地区相談支援部会の共有 （４）ヤングケアラーについて （５）個人情報の取扱いについて （６）計画相談提出書類について
第４回（コア会議） 令和３年１１月開催予定	（１）第３回部会の振り返り （２）第５回部会について
第５回（予定） 令和３年１１月	（１）高齢分野と障がい分野の連携促進① （事例検討会含む） （２）情報共有等意見交換会
第６回（コア会議・予定）	（１）第５回部会の振り返り （２）第７回部会について
第７回（予定）	（１）令和３年度報酬改定モニタリング②
第８回（コア会議・予定）	（１）第７回部会振り返り （２）第９回部会について
第９回（予定）	（１）高齢分野と障がい分野の連携促進② （事例検討会含む） （２）年度の令和３活動の振り返り

◎就労支援部会　　部会長・障害者支援センターぽけっと　恩蔵幸一

開催日・場所	議題・概要
第１回（コア会議） 令和３年４月２１日（火） １３時３０分～１５時３０分 リモート開催	（１） 今年度の活動内容 （２） 次回部会の開催方法について ➢ 就労支援部会全体会は対面式で予定していたが、コロナ感染症の状況からリモートでの開催とした。 ➢ 部会に参加する事業所は、県西エリア全域を対象にする。 （３） 部会グループディスカッションの内容 ➢ 「工賃の向上」「働く機会や場の拡大」「事業所同士の連携強化」と部会の活動コンセプトに取り組むための情報収集、課題の共有となる内容にする。 （４） 中小企業家同友会との意見交換会の報告 （５） その他
第２回（コア会議） 令和３年５月１８日（火） １５時～１６時 リモート開催	（１） 第３回就労部会（全体会）について ➢ 今年度の就労支援部会コンセプトである「支援者間の繋がり強化」については、部会においてグループディスカッション等を通して実現していく。 ➢ 「工賃の向上」「働く機会や場の拡大」については、令和３年度報酬改定に係る部分が大きくあるため、部会全体会で報酬改定の内容について確認をする。 ➢ 県西エリアの平均工賃は事業所によって工賃に大きな差がみられる。 ➢ 課題が共通する事業所同士でグループ分けするとより活発な意見交換や課題の明確化･課題に対する取り組みについての検討が可能になるため工賃を基準にグループ分けして、ディスカッションを行った。 ➢ グループディスカッションの内容は、事業所の支援力アップを大きなテーマとして、「工賃向上」と「地域協働の取り組み」の２つとした。 （２）その他
第３回 令和３年６月１５日（火） １５時～１７時 リモート開催	（１）今年度の部会活動について ➢ 今年度より事務局が小田原市から基幹相談支援センターに移行したことを確認。 ➢ 事務局より活動コンセプト「支援者間の繋がり強化」「働く機会と場の拡大」「工賃向上」について、スケジュール表等を確認しながら説明した。 （２）令和３年度報酬改定について

	➢ 令和３年度報酬改定の内容と就労部会活動コンセプトがリンクする部分について確認。 ➢ 工賃の高さを評価する枠組みと地域との協働･当事者の多様性を尊重した働き方を評価する枠組みがあり､事業所の特性によって様々な取り組み方ができる。 （３）グループディスカッション ➢ 令和３年度報酬改定における工賃向上､地域協働についてどのような取り組みができるかグループディスカッションを行った。 （４）その他
第４回（コア会議） 令和３年９月１日	（１） 第３回部会振り返り ➢ 第３回部会アンケート等の確認 （２） 第５回部会について ➢ 「工賃向上」と「地域協働の取り組み」の２つのテーマについて引き続き検討していく。 ➢ より具体的な取り組みを実現するために各事業所で現状と目標を可視化する。
第５回 令和３年９月１０日（金）	（１）「工賃向上」と「地域協働の取り組み」について ➢ 現状及び目標の可視化として事前に作成した各事業所のワークシートをもとにディスカッションを行った。 （２）その他 ➢ 小田原市生活援護課で行っている就労準備支援プログラムの対象者の福祉事業所での受け入れについて情報共有を行った。 ➢ 実際に受け入れを行っている福祉事業所の状況を報告いただいた。 ➢ どのような人材であれば受け入れ可能か各事業所で検討していただき情報をいただくようお願いした。

【中小企業家同友会との連携】

開催日・場所	議題・概要
令和３年４月２０日（月） １５時～１６時 おだわら総合医療福祉会館 4 階会議室	➢ 神奈川県中小企業家同友会様の活動について理解を深め､就労支援部会の活動との連携･協働に向けて意見交換を行った。
令和３年５月 17 日（月） １５時～１７時 リモート開催	➢ 中小企業家同友会ダイバーシティ委員会例会 ➢ 障がい者､外国人雇用を進めている中小企業のリモート見学会に就労部会として参加。

【農福連携意見交換会】

開催日・場所	議題・概要
令和３年７月１４日（水） １３時～１５時 いこいの森内ワーキング スペース「YURAGI」	➢ 農福連携マッチングサービスの創出に向け、福祉事業者、農業者、企業、行政の４者にて意見交換を行い、事業の実現性等について検証を行った。

【小田原・箱根商工会議所】

開催日・場所	議題・概要
令和３年９月２２日 １５時３０分～１６時３０分 小田原・箱根商工会議所 会議室	➢ 小田原･箱根商工会議所で障がい者雇用を進めるための情報交換及び障がい者の就労支援について連携の在り方について検討を行った。

◎権利擁護部会（障害者差別解消支援地域協議会実務者会議兼）

部会長・竹の子学園　書場　浩司

開催日・場所	議題・概要
第１回（コア会議） 令和３年９月８日	（１） 昨年度までの部会活動の振り返り ➢平成 28 年度権利擁護部会発足から、部会の中で障がい者差別に関する事例検討会を実施してきたことに加えて、当事者座談会も実施してきた。 昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大により座談会は中止としている。また、コロナによる影響についてグループワークで共有、部会として検討し、当事者や家族に情報を届けていくための活動を行っていくことになった。 （２） 今年度の活動について ➢これまで、成年後見制度・虐待についての取り扱いが少ないため、部会の目的を「障害者差別を中心とした権利擁護に関する協議」とし、取り扱うトピックスの選定を行い「成年後見制度」「虐待」「障害者差別解消法」の３つを基本項目として取り組むことを確認、共有。 ➢虐待については、実態把握（虐待通報・認定件数)、目標値などを共有する。また研修会を実施する。 ➢成年後見制度については、高齢介護課と連携し、小田原市が設置する中核機関や計画について・成年後見制度（活動や費用、選任するタイミング等）の理解を深める。

第２回（コア会議） 令和３年１０月２８日	第３回部会の開催方法について 虐待についての実態把握、虐待防止研修の内容等を確認する。
第３回 令和３年１１月２日	➢「障害者虐待」をテーマに部会を開催予定。 前半で、実態把握（虐待通報・認定件数）、目標値などを共有する。
第４回（コア会議・予定） 令和３年１１月８日	（１） 第２回部会の振り返り （２） 成年後見制度についての研修会

◎子ども部会

部会長・ほうあんのぞみ　大水健晴

開催日・場所	議題・概要
第１回（コア会議） 令和３年６月１５日	（１） 昨年度までの活動内容振り返り （２） 今年度の活動の方向性について
第２回 令和３年８月２０日 １０時３０分～１１時３０分	今年度の部会活動について ➢ 「情報発信」「医療との連携」「支援内容」「家族支援」の４つの課題に対する取り組み ➢ 地域資源等の情報集約・整理・発信については、基幹相談 支援センターの本来的役割として担当する。 ➢ 基幹相談が実施する事例検討の中で、 医ケア児の事例も取り扱う （子ども部会との共催）。 また、医療者とのつながりについては 定期開催している 「医療的ケアがあってもともに暮らせるタウンミーティング」とのコラボ 企画を行う 。 ➢ 専門的支援を必要とする児への対応については行動障がいや医療的ケアのある方等に対する専門的支援を学ぶ研修を企画する。 ➢ 家族に病気・障がいのある方がいる世帯への支援については世帯支援 をテーマとした事例検討会を高齢分野・福祉まるごと相談等と連携した上で実施する。
第３回（コア会議・予定）	（１）第２回部会の振り返り （２）第４回部会について
第４回（予定） 令和３年１１月	➢ 専門的支援（医療的ケア児の支援）について

第５回（コア会議・予定）	（１）　第４回部会の振り返り （２）　第６回部会について
第６回（予定） 令和４年２月	（１）　専門的支援（強度行動障がい児の支援）について （２）　今年度の部会活動の振り返り （３）　次年度の部会活動について

◎精神障害者地域生活支援部会　　部会長・公益財団法人積善会　本杉康行

開催日・場所	議題・概要
第１回（コア会議） 令和３年７月２８日（水） １７時～１８時 リモート会議	（１）昨年度の振り返り ➢ 社会資源マップ作成 WG と他分野との連携 WG に活動を行っていた。 ➢ 社会資源マップ作成 WG では既存の社会資源マップを活用することとした。 ➢ 他分野との連携 WG では、精神保健における役割分担表を作成した。 ➢ 地域課題の抽出を行った。 （２）今年度の活動内容の検討 ➢ 昨年度に抽出された地域課題に対して取り組みを進める。 ➢ 役割分担表を活用していく。 ➢ 精神部会全体会で部会員の意見交換が活発になるようにアンケートを実施。
第２回 令和３年８月１２日（木） １３時３０分～１５時 リモート会議	（１）今年度の活動について ➢ 昨年度に抽出した課題の整理表及び事前アンケートの結果を共有した。 ➢ 他分野との連携を進めることにより、精神障がいについての理解促進・啓発などに繋げていくことを確認した。 ➢ 役割分担表の内容の見直し及び配架先等の検討を行った。 ➢ 他分野との連携を目的に、相談時フローチャートの作成や民生委員に向けたアンケートを作成していくことになった。
第３回（予定） 令和３年１１月	➢
第４回（予定） 令和４年２月	➢

資料 2-2

足柄上地区

地域自立支援協議会　資料

南足柄市福祉健康部福祉課

足柄上地区地域自立支援協議会　令和3年度開催結果（中間）

1　代表者会議

開催日・場所	議題
第１回 令和3年7月 29 日（木） 南足柄市文化会館 小ホール	①令和2年度開催結果報告及び令和3年度開催予定について ②相談支援事業・地域活動支援センター事業監査報告 ③委託事業及び県西障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業の令和2度事業報告と令和3年度事業計画について ④精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場について ⑤足柄上地区における日中活動支援型障害者グループホーム開設について

2　運営会議

開催日・場所	議題
第１回 令和3年6月 23 日（水） 南足柄市役所 401・402 会議室	①各部会の令和2年度事業報告と令和3年度事業計画について ②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築のための保健・医療・福祉関係者による協議の場について ③開成町内に設置予定の障害者グループホームについて ④運営会議・協議会の開催方法について

3　専門部会

◎相談支援部会

開催日・場所	議題
第１回 令和3年8月 12 日（木） 【オンライン会議】	①令和3年度部会活動計画 ②モニタリング報告書（足柄上地区版）の使用状況 ③令和3年度報酬改定（相談支援を中心に） ④地域生活支援拠点事業（進捗報告）

◎権利擁護部会

開催日・場所	議題
第１回 令和3年6月 10 日（木） 【オンライン会議】	①令和2年度権利擁護部会事業報告について ②令和3年度権利擁護部会事業計画（案）、スケジュール（案）について 今年度は、令和2年度に実施した「地域住民向け障害者虐待防止の理解促進」の啓発ポスター等の活用について検討を行うことを予定しています。

◎地域生活支援部会

開催日・場所	議題
第１回　部会 令和3年5月 27 日（木） 【オンライン会議】	①地域生活支援拠点事業の概要、足柄上地区の進捗状況について ②試験的運用対象者の抽出について ③今後のスケジュール
第2回　部会 令和3年8月18日（水） 【オンライン会議】	①コアメンバー会議　開催結果報告 ・足柄上地区地域生活支援拠点事業　相談機能について ・フェイスシート、アセスメントシートについて ②支援的運用について ③対象者の基準について
第１回コアメンバー会議 令和３年６月16日（水） 【オンライン会議】	①相談機能（コーディネーター機能）について ②試験的運用の進捗状況について
第２回コアメンバー会議 令和3年7月 21 日（水） 【オンライン会議】	①相談機能（コーディネーター機能）について ②アセスメント表について
第３回コアメンバー会議 令和3年9月15日（水） 【オンライン会議】	①8/18 地域生活支援拠点事業の在り方検討会報告、その後の協議内容について ②3ケース目の試験的運用について
第１回　行政間会議 令和３年７月 16 日 開成町町民センター 中会議室Ｂ	①地域生活支援拠点事業におけるコーディネーター機能の委託について ②地域生活支援拠点事業における行政機関の役割について
第２回　行政間会議 令和３年８月 19 日 南足柄市役所 401・402 会議室	①地域生活支援拠点事業における委託相談支援事業所への委託内容（案）について ②委託費について

資料３

神奈川県　資料

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

基幹相談支援センター未設置市町村に係る調査結果について

【神奈川県　基幹相談支援センター　設置状況等】

1　各市町村の状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和３年７月現在

市町村名	設置状況				設置予定（時期）
	設置	設置数	直営	委託	
横浜市	○	18		○	平成28年４月
川崎市	○	7		○	平成25年４月
相模原市	○	1		○	平成26年４月
横須賀市	○	1	○		令和３年度４月
平塚市	－				検討中
鎌倉市	○	1		○	平成28年７月
藤沢市	○	1		○	平成25年10月
小田原市	○	1		○	令和２年12月
茅ヶ崎市	－				検討中
逗子市	○	1		○	平成26年４月
三浦市	－				設置予定（設置時期未定）
秦野市	○	1		○	平成24年４月
厚木市	○	1		○	平成27年10月
大和市	○	1		○	平成25年４月
伊勢原市	○	1	○	○	平成24年４月 (※令和元年10月より児童部分委託)
海老名市	－				設置予定（第６期計画期間の令和５年度まで）
座間市	○	1		○	令和元年10月
南足柄市	－				無
綾瀬市	○	1		○	平成29年10月
葉山町	○	1		○	令和２年４月
寒川町	○	1		○	令和２年10月
大磯町	○	1		○	平成24年４月
二宮町	○	1		○	平成30年４月
中井町	－				検討中
大井町	－				無
松田町	○	1	○		平成28年10月
山北町	－				令和３年度設置予定（直営）
開成町	－				無
箱根町	○	1		○	令和２年12月
真鶴町	○	1		○	令和２年12月
湯河原町	○	1		○	令和２年12月
愛川町	－				無
清川村	－				無
合計	22	45	2	19	※伊勢原市は者は直営、児は委託 ※小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町の１市３町は共同設置 ※大磯町と二宮町は同一法人に個別に委託

2　概要

設置済	22(21)
設置予定	3(3)
検討中	3(4)
設置予定無	5(5)

※()は前回（R3.1)回答

令和2年度相談支援従事者初任者研修修了者　就業状況調査

No.	市町村名	初任者研修修了者数（人）a	回答者数（人）b＋c	就業あり：就業者数（人）b	就業あり：月平均計画作成件数	就業あり：兼務状況 有	就業あり：兼務状況 無	就業あり：従事割合（常勤換算）	就業あり：就業率（%）b/a	就業なし：非就業者数（人）c	就業なし：種別	就業なし：就業できない理由（任意回答）			就業なし：就業予定あり	就業なし：就業予定なし	就業なし：今後就業できるための要件（複数回答あり）	
1	横浜市	59	35	24	6.4	11	13	0.59	41%	11	法人	・他の業務に従事しているため	○	2	7	3	・事業所の開設	1
												・法人が相談支援事業の指定をまだ受けていないため	△	1			・法人内の人員の増加	1
											個人	・転居の可能性があるため		1			・収益の見通し	1
																	・処遇改善加算の計画相談への適用	1
																	・利用者の増	1
																	・事業所への補助（家賃補助等）	1
2	川崎市	65	29	8	2.5	5	3	0.6	12%	21	法人	・相談支援事業を開設する予定が遅れているため	△	4	14	7	・事業所の開設	3
												・他の業務に従事しているため	○	4			・勤務条件（勤務時間、負担等）	3
												・法人が相談支援事業を見送ったため	△	1			・経験年数	3
												・計画相談を必要とするケースがなかったため		1			・法人内の人事異動	2
											個人	・病気のため		1			・報酬引上げ	2
												・退職したため		1				
3	相模原市	19	18	8	5.5	6	2	0.52	42%	10	法人	・他の業務に従事しているため	○	3	9	1	・経験年数	2
												・法人の都合		2			・現在の業務の後任	2
											その他	・経験年数が不足しているため		1			・法人内の人員の増加	1
												・近日中に就業予定		1			・勤務条件（OJT体制等）	1
																	・収益率の改善	1
4	横須賀市	13	13	3	5.7	1	2	0.70	23%	10	法人	・法人の人事の都合	□	7	9	1	・法人内の人事異動	7
												・相談支援事業を就労継続B型事業と兼務することが人的余裕がなく難しいため	●	1			・法人内の人員の増加	1
												・法人として相談事業を行うまでの体力がないため	△	1			・事業所の開設（ただし、現在の報酬では困難）	1
											個人	・退職したため		1			・経験年数等の要件の緩和	1
5	平塚市	7	5	2	16.0	2	0	0.45	29%	3	法人	・相談支援事業所の開設が遅れている	△	2	2	0	・事務所の開設が出来次第	2
															（※相談補助業務をおこなっている者が就業ありと回答していたため、非就業者数との数字の差があり。非就業者数＋1）			
6	鎌倉市	6	6	3	3.8	2	1	0.43	50%	3	法人	・人事異動で他者が異動したため	○	1	3	0	・法人内の人事異動	1
												・法人内移動や兼務ができないため	○	1			・法人内の人員の増加	1
																	・法人内の体制の整備	1
7	藤沢市	15	15	8	1.8	3	5	0.66	53%	7	法人	・法人を退職したため		2	5	2	・法人内の人員の増加	2
												・他の業務に従事しているため	○	1			・法人都合の調整	1
												・法人内で人員が確保できないため	●	1			・児発との兼任可	1
											個人	・産休、療休等が生じているため		1				
											その他	・市に児発との兼任が出来ないといわれたため		1				
8	小田原市	4	4	0	—	—	—	—	0%	4	法人	・相談支援所開設の準備が整っていないため	△	2	4	0	・事業所の開設	2
												・法人の人事の都合	□	1			・法人内の人事異動	1
9	茅ヶ崎市	8	8	4	1.3	4	0	0.44	50%	4	法人	・法人の人事の都合	□	2	3	1	・法人内の人事異動	1
												・現在の生活介護事業所では相談支援を行っていないため	△	1			・法人内の人員の増加	1
																	・現在の業務で一定の経験	1
10	逗子市	1	1	1	4.0	1	0	0.50	100%	0								
11	三浦市	3	3	0	—	—	—	—	0%	3	法人	・現在の所属での勤務継続が必要な状況のため	○	3	3	0	・法人内の人事異動	3
12	秦野市	5	5	3	2.3	1	2	0.59	60%	2	その他	・相談支援専門員のスキルを得たかったため		1	1	1	・現在の業務で一定の経験	1
13	厚木市	5	5	2	0.5	1	1	0.95	40%	3	法人	・法人の事業方針転換のため		1	1	2	・補助金等による事業支援	1
											個人	・退職したため		1				
											その他	・行政職員（市職員）のため		1				
14	大和市	8	8	3	4.5	2	1	0.39	38%	1	法人	・現在の所属での勤務継続が必要な状況のため	○	1	3	1	・法人内の人員の増加	2
												・法人の人事	□	1				
											個人	・家族の介護のため		1				
15	伊勢原市	6	6	4	13.5	2	2	0.78	67%	2	法人	・法人都合による相談支援事業所の閉鎖		1	0	2		
16	海老名市	3	1	1	2.0	1	0	0.10	33%	0								
17	座間市	5	3	3	1.3	2	1	0.67	60%	0								
18	南足柄市	3	3	3	5.7	2	1	0.36	100%	0								
19	綾瀬市	1	1	0	—	—	—	—	0%	1	その他	・行政職員（市職員）のため		1	0	1		

○他の業務に従事　17件

△事業所未開設　12件

□法人人事の都合　12件

●人員配置余裕なし　2件

No.	市町村名	初任者研修修了者数（人）a	回答者数（人）b＋c	就業あり：就業者数（人）b	月平均計画作成件数	兼務状況 有	兼務状況 無	従事割合（常勤換算）	就業率（%）b/a	就業なし：非就業者数（人）c	種別	就業できない理由（任意回答）			就業予定あり	就業予定なし	今後就業できるための要件（複数回答あり）	
20	葉山町	1	1	1	5	0	1	1.00	100%	0								
21	寒川町	1	1	0	—	—	—	—	0%	1	法人	・法人の事情により希望が叶わなかったため	○	1	1	0	・法人内の人事異動	1
22	大磯町	1	1	0	—	—	—	—	0%	1	法人	・法人の人事の都合	□	1	1	0	・法人内の人員配置	1
23	二宮町	1	1	0	—	—	—	—	0%	1					1	0	・現在業務の引継ぎの完了	1
24	中井町																	
25	大井町																	
26	松田町																	
27	山北町																	
28	開成町	1	1	0	—	—	—	—	0%	1					1	0	・法人内の人事異動	1
29	箱根町																	
30	真鶴町																	
31	湯河原町																	
32	愛川町																	
33	清川村																	
	計	241	174	81		46	35		34%	89		法人 50 個人 7 その他 6		63	68	22		62

（※平塚市：相談補助業務をおこなっている者が就業ありと回答していたため、非就業者数との数字の差があり。非就業者数＋1）

別添

神奈川県障がい福祉計画の改定について

ともに生きる社会
かながわ憲章
KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

第６期障がい福祉計画について

障害者総合支援法において、都道府県は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）に即して障害福祉計画を策定することとされている。

＜第６期計画＞

- 令和２年５月19日付で改定された基本指針に基づいて策定
- 計画期間：令和３年度から令和５年度まで

第6期計画に規定する内容について

- 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）
- 各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み
- 地域生活支援事業の実施に関する事項
- 各年度の障害福祉者支援施設等の必要入所定員
- 障害福祉サービス等従事者の確保・資質向上のための措置
- 障害福祉サービス等の見込量確保のための方策
- 関係機関との連携に関する事項
- 障害福祉サービス等の見通し・計画的な基盤整備の方策
- 計画の点検・評価
- 基本理念等
- 計画期間
- 区域の設定

（凡例）
- 青枠 → 定めなければならない事項
- 緑枠 → 定めるよう努めなければならない事項
- 点線枠 → 盛り込むことが望ましい事項

主な成果目標と本県の状況

○　施設入所者の地域生活への移行

34

	第6期基本指針の目標	本県の状況	（第5期計画の目標）
地域生活移行者数	令和元年度末施設入所者の6%※以上が地域生活へ移行	平成28年度末施設入所者数のうち177人（3．61%）が移行（令和2年度末）	平成28年度末施設入所者数4,899人のうち470人（10%）が移行
施設入所者数	令和元年度末施設入所者の1．6%※以上削減	平成28年度末施設入所者から154人（3．14%）削減（令和2年度末）	平成28年度末施設入所者数から74人（1．5%）削減

※第5期計画の未達成割合を上乗せすることとされている。

主な成果目標と本県の状況

○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

35

	第6期基本指針の目標	本県の状況	（第5期計画の目標）
新 退院1年以内の平均地域生活日数	316日以上	322日 （平成28年3月退院者）	―
1年以上の長期入院患者数	5，524人 ※暫定値	6，417人 （令和元年6月末時点）	5，594人
退院率	3か月後 69%以上 6か月後 86%以上 1年後 92%以上	3か月後 58% 6か月後 82% 1年後 90% （令和元年6月末時点）	3か月後 69% 6か月後 84% 1年後 90%

主な成果目標と本県の状況

○　地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第6期基本指針の目標	本県の状況	（第5期計画の目標）
各市町村又は圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、 年1回以上運用状況の検証・検討を実施	■地域生活支援拠点等設置市町村 13市（令和2年度末） ■運用状況の検証等実施市町村 7市（令和2年度末）	各市町村に地域生活支援拠点等を整備

新

主な成果目標と本県の状況

○　福祉施設から一般就労への移行等

	第6期基本指針の目標	本県の状況	（第5期計画の目標）
一般就労移行者数	令和元年度の1．27※倍	平成28年度の1．21倍（令和元年度末時点）	平成28年度の1．6倍
新 就労定着支援利用者	一般就労移行者の7割以上が利用	現在調査中	－
新 就労定着率	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所　7割以上	現在調査中	－

※第5期計画の未達成割合を上乗せすることとされている。

主な成果目標と本県の状況

○ 障がい児支援の提供体制の整備等

38

第6期基本指針の目標	本県の状況	（第5期計画の目標）
児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置	児童発達支援センター設置市町村　22市町 （令和2年度末時点）	－
新 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	（未対応）	－
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に1か所以上確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所設置市町村　18市町 （令和2年度末時点）	－

主な成果目標と本県の状況

○　障がい児支援の提供体制の整備等

	第6期基本指針の目標	本県の状況	（第5期計画の目標）
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所設置市町村 **22市町**（令和2年度末）	－
	各圏域及び市町村に医療的ケア児支援のための協議の場の設置	協議の場設置状況 **23市町**（令和2年度末）	各圏域及び各市町村に協議の場を設置
新	各圏域及び市町村に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	コーディネーター配置状況 **10市町（19人）**（令和2年度末）	－

主な成果目標と本県の状況

○　相談支援体制の充実強化等

	第6期基本指針の目標	本県の状況	（第5期計画の目標）
新	各市町村又は圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	基幹相談支援センター設置市町村　**24市町** （令和2年度末時点）	－

主な成果目標と本県の状況

○　障害福祉サービス等の質の向上の取組に係る体制の確保

41

第6期基本指針の目標	本県の状況	（第５期計画の目標）
新 障害福祉サービス等の質の向上の取組に係る体制の構築 （・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 ・指導監査結果の関係市町村との共有）	・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 →　実施済 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有　→　未実施 ・指導監査結果の関係市町村との共有　→　一部実施	―

第6期計画の課題と対応の方向（イメージ）

第6期計画策定に当たっての主な課題

○　「当事者目線の新しい障がい福祉のあり方」の反映
○　新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応
○　最新動向の反映（例：医ケア児支援法など）

＜対応の方向（イメージ）＞

計画の「基本的な視点」等に次の項目を追加・目標設定にも反映

■　当事者目線の新しい福祉の実践

→　意思決定支援の全県展開・地域生活を支える社会資源の充実　等

■　災害や感染症まん延等にも対応した持続可能なサービスの提供

■　医療的ケア児支援のさらなる充実

今後の議論のポイント

＜今後の議論のポイント＞

43

- 「当事者目線の新しい障がい福祉のあり方」など本県が独自に推進する施策をどのように計画に盛り込んでいくか
- 第５期計画の取組結果を踏まえ、第６期計画で設定する成果目標は適切か
- 成果目標を達成するためにどのような方策が必要か

など

令和3年度の審議会開催予定

令和3年

9月頃　第2回審議会開催

- 令和2年度取組実績の報告（第5期計画の総括）
- 第6期計画骨子案を報告

44

11月頃　第3回審議会開催

- 第6期計画素案を報告

令和4年

2月頃　第4回審議会開催

- 第6期計画案を報告

資料4

地域生活支援拠点事業　資料

県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター（P45～）

小田原市福祉健康部障がい福祉課（P47～）

開成町町民福祉部福祉介護課（P51～）

県西圏域地域生活支援拠点　面的整備型
イメージ（案）

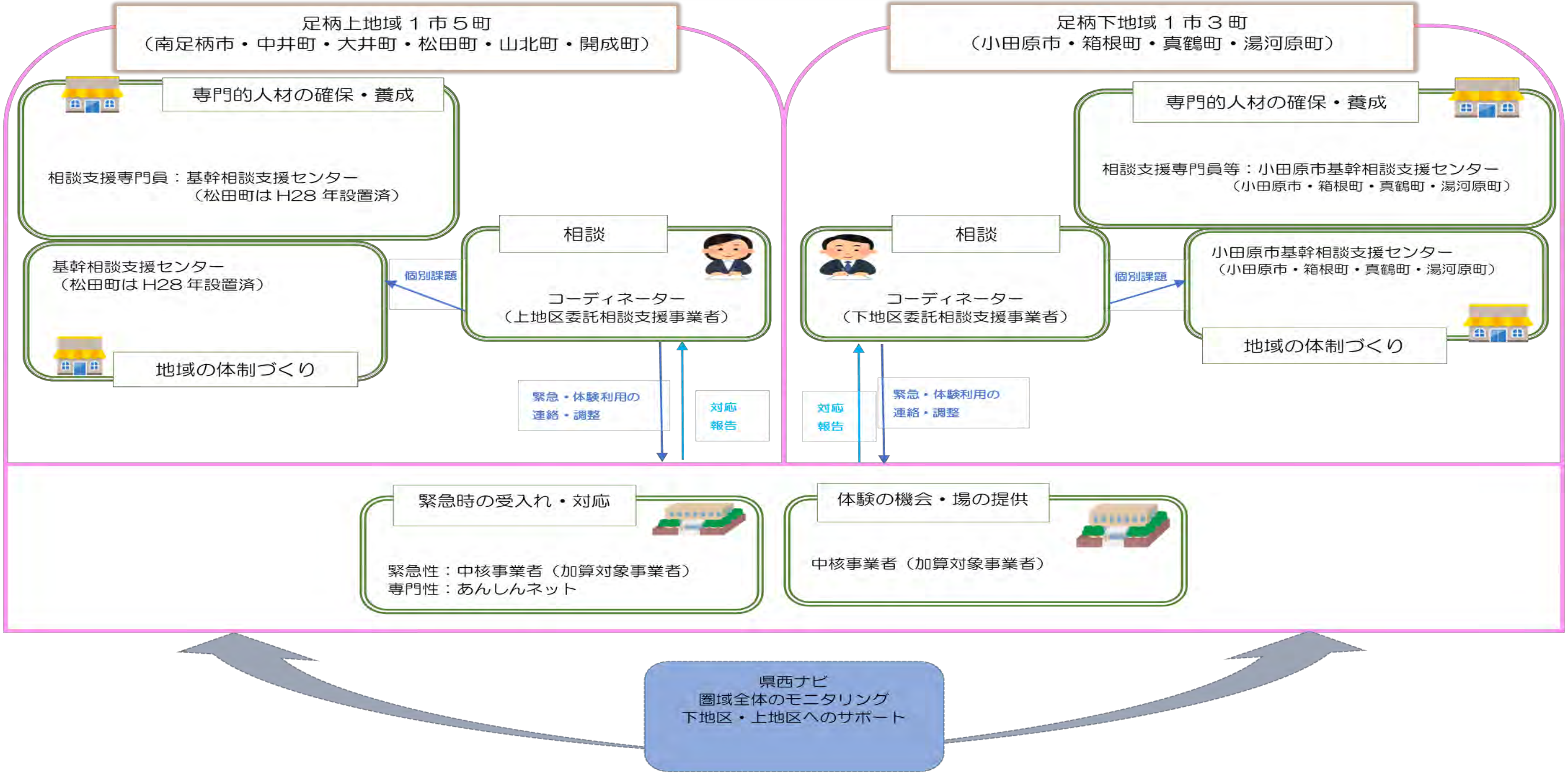

県西圏域　地域生活支援拠点事業開始までのロードマップ

R3.8.1時点

実施内容	地区	主体	令和2年度	令和3年									令和4年			
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
1 緊急時の受け入れ・対応機能																
1-1 **対象候補者リスト作成・更新** （A等級・サービス未利用・65歳未満ケースの抽出）		行政 基幹相談（県西ナビ）	各自治体がリストを作成、随時更新 →										→	→	→	→
1-2 **試行利用者の選定・当事業の説明**		行政 委託相談 基幹相談（県西ナビ）	2ケースにアウトリーチ →							2ケースの状況に応じて判断 →						
1-3 **コーディネート機能の調整** （コーディネーターの役割・業務内容の調整）		行政 委託相談 基幹相談（県西ナビ）	試験的運用の実施に向けて調整 →													
1-4 **様式の検討・作成** （説明資料・登録書類・クライシスプラン等）		行政 委託相談 基幹相談（県西ナビ）	（同上）													
1-5 **中核事業者との調整** （受け入れ体制やアセスメント項目等の調整）		行政 中核事業者 委託相談 基幹相談（県西ナビ）	10月からの試験的運用実施に向けて 下地区・上地区・中核事業者と調整を図る →													
1-6 **加算対象事業者への説明** （既存の団体・会議等を活用しての説明）		基幹相談（県西ナビ）	各団体の会議等開催時に行政機関より説明を行い、協力を依頼していく →									→	→	→	→	
1-7試験的運用の実施 （中核事業所と調整の上、試験的運用を実施）		行政 中核事業者 委託相談 基幹相談（県西ナビ）								１ケース目から試験的運用開始 （下地区・上地区各2ケースを目標） →						
1-8 **緊急時の受け入れ・対応機能 運用会議** （進捗状況の確認・検討事項の協議。 下地区・上地区、各地区で開催）	下地区	行政 中核事業者 委託相談 基幹相談	全2回開催	○	○	○	○		○		○		○		○	
	上地区	行政 中核事業者 委託相談 県西ナビ	全2回開催		全体会議	コア会議	コア会議	全体会議	コア会議	全体会議	コア会議	全体会議	コア会議	全体会議	コア会議	
2　**体験の機会・場の提供**	下地区	行政 中核事業者 委託相談 基幹相談		令和4年度中の事業開始に向けて検討 →												
	上地区	行政 中核事業者 委託事業者		（同上）												
3　**相談**	下地区	行政 委託相談 基幹相談、等	基　幹　相　談　を　中　心　に　体　制　整　備 →											→	→	→
	上地区	行政 委託相談 県西ナビ、等		検討中（基幹相談支援センター未設置のため、県西ナビがフォロー） →												
4　**専門的人材の確保・養成**	下地区	行政 基幹相談	基　幹　相　談　を　中　心　に　体　制　整　備 →											→	→	→
	上地区	行政 県西ナビ		検討中（基幹相談支援センター未設置のため、県西ナビがフォロー） →												
5　**地域の体制づくり**	下地区	行政 基幹相談	基　幹　相　談　を　中　心　に　体　制　整　備 →											→	→	→
	上地区	行政 県西ナビ		検討中（基幹相談支援センター未設置のため、県西ナビがフォロー） →												
県西圏域地域生活支援拠点の在り方検討会 （下地区・上地区の進捗報告・共有。 圏域全体のモニタリング）		下地区・上地区代表 県西ナビ	全10回開催					○								○

下地区資料
（小田原市障がい福祉課）

地域生活支援拠点運用開始までのロードマップ

R3.4.19時点

実施内容	主体	2021年									2022年			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
①対象候補者リスト作成・更新 （A等級・サービス未利用・65歳未満ケースの抽出）	1市3町	4月にリスト全体を見直して会議で共有。その後は、各自治体が随時更新し、共有												
②対象候補者の選定・当事業の説明 ※小田原市は令和2年度に2ケースに絞っているため、4月からアウトリーチを開始していく。	1市3町 クローバー 基幹	2ケースにアウトリーチ						2ケースの状況に応じて判断						
③コーディネート機能の調整 （コーディネーターの担う役割・業務内容の調整）	1市3町 クローバー 基幹	試験的運用の実施タイミングに間に合うように調整 ・コーディネーターの業務内容の確認 ・各種様式の作成												
④様式の検討・作成 （説明資料・登録書類・クライシスプラン等）	1市3町 クローバー 基幹													
⑤加算対象事業者への説明 （施設長会等を活用しての説明）	1市3町 基幹	施設長会実施時に行政機関より説明を行い、協力を依頼していく												
⑥中核事業者との調整 （受け入れ体制やアセスメント項目等の調整）	1市3町 永耕園 クローバー 基幹	10月からの試験的運用実施に向けて調整を図る												
⑦当事業検討会議 （進捗状況の確認・検討事項の協議を2か月に1度実施）	1市3町 永耕園 クローバー 基幹		実施		実施		実施		実施		実施		実施	
⑧試験的運用の実施 （中核事業所と調整の上、試験的運用を実施。実施に伴い、モニタリングで経過確認）	1市3町 永耕園 クローバー 基幹							1ケース目の試験的運用開始						

令和３年(2021年)4月19日

地域生活支援拠点　運用開始に向けて取り組むこと

＜緊急時の受け入れ・対応＞

	内容	詳細
①	対象候補者リスト	・各自治体の対象候補者リストの更新 （A等級・サービス未利用・65歳未満）
②	対象候補者選定・説明 （アウトリーチ）	・小田原市が選定したケースへのアウトリーチ →アウトリーチ結果を共有し、試験的運用に繋がるか判断 ・3町はアウトリーチの候補者を検討し、選定
③	コーディネート機能	1. コーディネーターの業務内容の調整 ・アウトリーチ →リスク管理を目指すならば、対象候補者ケースへの介入が必要。電話や訪問を実施するかどうか。 ・セルフプラン作成の補助及びフォローアップ ・地域生活支援拠点等利用計画（クライシスプラン）作成 ・モニタリング ・サービス担当者会議の開催 2. 行政機関との役割分担 ・休日・夜間帯の対応について確認 ・障害支援区分及び障害福祉サービス導入手続き ※地域生活支援拠点等に係る加算はサービス支給に基づくため、サービス導入が必要 （状況によっては特例介護給付費の可能性もある） 3. 関係機関との連携
④	様式の検討・作成	本人や家族、関係機関が理解しやすいように作成する ①　地域生活支援拠点事業に関する説明資料 （本人・家族　/　関係機関） ②　地域生活支援拠点等利用登録届 ③　地域生活支援拠点等利用計画（クライシスプラン） ④　個人情報取扱同意書 ⑤　その他

⑤	加算対象事業者 への説明	・施設長会を活用して報酬改定を踏まえて説明 ・報酬改定に明記されている地域生活支援拠点の検討 →市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた と記載があるため、位置づけ方法や手順について 検討が必要。
⑥	中核事業者との調整	1. 受け入れ対象者の確認 →以下の3要件が揃っているかどうかを確認するツール(点数表等)を作成する必要があるのではないか。 また、3要件の具体化をどのようにするか。 ① 緊急性 ② 非代替性 ③ 一時性 2. 受け入れ体制の整備 →短期入所を何枠活用することができるのか。 また、体験の機会との調整をどのように行うか。 3. アセスメント項目の調整 →受け入れるにあたってのアセスメント項目の確認。 4. 加算対象事所・短期入所・共同生活援助等の取りまとめ及び事業所一覧の作成
⑦	当事業検討会議 (下郡のみ・圏域)	進捗状況の確認・検討事項の協議を行うために、 2ヶ月に1度の頻度で実施する。 ↓ 圏域ナビのあり方検討会で上郡と共有し、全体協議。
⑧	試験的運用の実施	中核事業所と調整のうえ、試験的運用を実施。 新型コロナウイルスの感染状況に留意しながら、令和3年10 月から実施できるように調整していく。 1. 試験的運用の頻度/期間/人数の調整 2. モニタリングによる経過確認 3. 正式な運用に向けての調整
⑨	その他	・あんしんネットとの役割分担の確認 →緊急性と専門性のすみ分けの実施

上地区資料
（開成町福祉介護課）

資料6

地域生活支援拠点運用開始までのロードマップ

R3.8 .18 時点

実施内容	2021年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2022年 1月	2月	3月
地域生活支援部会 (ケースのアセスメントなど)	委員推薦	第1回			第2回			第3回		第4回		
①対象候補者名簿の作成・更新 （A等級・サービス未利用・65歳未満のケース抽出）	各市町へ 対象候補者の照会		リスト全体を会議で共有。各自治体で随時リストの更新をする。									
②事例対象者の抽出（1事例）、アウトリーチ ※松田町・大井町・中井町から選出	３条件に合う事例を選出			ケースにアウトリーチ								
③様式・リーフレットの整理 （アセスメント項目等の確認・リーフレット作成）	2市8町で共通の様式を作成する予定											
④コーディネート機能の課題整理	委託相談支援事業所と相談機能について協議						課題の抽出、相談機能の調整					
加算対象事業者への説明 （最終説明は施設長会議にて）	加算内容の共有と対象事業者へ説明 （2市8町で共通の基準）											
コアメンバー会議 (事例検証など)			第1回	第2回		第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
1市5町行政間会議				第1回	第2回							
試験的運用の実施	１ケース目の試験的運用継続		２ケース目の試験的運用開始・終了				3ケース目の試験的運用開始					
事例対象者の試験的運用の課題抽出 （施設の受け入れ態勢や試験的運用実施に伴い、モニタリングで経過確認）	試験的運用実施に向けた調整			試験的運用中の課題抽出及び検討（モニタリング等）								

資料１

足柄上地区地域生活支援拠点事業　相談機能について

1. 整備目的

◆国が示す地域生活拠点は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者やその家族の緊急事態の対応を図るものとされている。
必要な機能としては、①相談支援、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性の確保、⑤地域の体制づくりの５つの機能を地域の実情に踏まえ、必要な機能を市町村が判断することとされている。

◆足柄上地域では、県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会の地域生活拠点あり方検討会で事業所等の社会資源が少なくかつ偏在化した県西地域においては、市町域を超えた事業所等の利用が多いため②③は県西圏域で整備し、その他は足柄上地域で整備していくことになっている。その中でも①については、コーディネートが重要であることから、足柄上地域を把握されている委託相談支援事業所へ依頼していくことが望ましいと考えられる。

必要な機能	内容
①相談支援 →地域別	各相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援を行う機能。
②体験の機会・場の提供 →県西圏域	地域移行支援や親元から自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。
③緊急時の受け入れ対応 →県西圏域	短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。
④専門的人材の確保・養成 →地域別	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対応して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、人材の養成を行う機能。
⑤地域の体制づくり →地域別	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

２．相談機能(コーディネーター機能)について(案)

(1)相談機能

・保護者の急病、他界などにより居室確保等の緊急対応が必要となるリスクが高いケースへ介入し、地域生活支援拠点の登録へ繋げる。ケース情報の把握及び地域生活支援拠点事業者へ情報提供を行う。

・緊急事態に備えて円滑な支援が行えるように、短期入所や日中活動等の体験利用の調整を行う。

・保護者の急病、他界などの緊急事態が発生したケースに対して、速やかに居所確保のため短期入所等の利用調整を行う。

(2)関係機関の役割

(ア)行政機関

・障害者手帳や障害福祉サービスの利用状況、世帯状況などから地域生活拠点事業の対象ケースについて選定する。

・対象ケースについては、委託相談事業所へ情報提供を行う。アウトリーチのための調整を行う。

・登録者名簿の管理、更新。

・拠点事業登録事業所の申請を受理、決定を行い、委託相談支援事業所へ情報提供する。

・事前登録者の障害福祉サービスの申請受理(障害支援区分の取得)。

・緊急時は委託相談支援事業所と連携する。

(イ)委託相談支援事業所

・対象者の把握及び事前登録のためのアウトリーチを行政とともに行う。

・事前登録者のアセスメント表の作成。

・1市5町の登録者名簿の管理。

・拠点事業登録事業所の名簿管理、更新。

・セルフプラン者の場合、計画作成のサポートを行い、クライシスプランを作成、半年毎のモニタリングの実施。

・計画相談支援専門員と連携し、個別支援を展開。またサービス担当者会議に出席。

・委託時間内の緊急対応を行う。

→短期入所等(医療機関含む)の受入先の調整

・委託相談支援事業所連絡会(年3回)にて、事前登録者の状況について報告。

(ウ)計画相談支援事業所

・計画相談支援給付を受けているケースで、地域生活拠点事業に登録されたケースに対し、委託相談支援事業所と連携のもと、サービス等利用計画の作成を行う。

・クライシスプランを作成。

・緊急事態が発生した場合は、行政、委託相談支援事業所へ協力する。

→拠点事業所へ登録した相談支援事業所は、強化加算を算定することが可能となるため、短期入所等の調整を行う。

資料5

医療的ケア児支援の取り組み及び関連施策の動向の資料

小田原市基幹相談支援センター

参考資料２

社会保障審議会障害者部会	
第112回（R3.6.21）	資料　７

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室

1

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

（令和３年６月11日成立）

◎医療的ケア児とは
日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（１８歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

○医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
○医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

1　医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
2　個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
➡医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
3　医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
4　医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
5　居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置
○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
○相談体制の整備　○情報の共有の促進　○広報啓発
○支援を行う人材の確保　○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置
○保育所における医療的ケアその他の支援
➡看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
○学校における医療的ケアその他の支援
➡看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）
○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う　等

施行期日：公布日から起算して３月を経過した日
検討条項：法施行後３年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討
医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

2

医療的ケア児について

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
第16回 （R2. 10. 5） 資料４

○ 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、ＮＩＣＵ等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
○ 全国の医療的ケア児（在宅）は約2.0万人〈推計〉

＊ 画像転用禁止

○ 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
○ 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要
例）気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1：重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人（者も含まれている）。[岡田.2012推計値]

（厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」の協力のもと障害児・発達障害者支援室で作成）

児童福祉法の改正 （平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。」

3

医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議設置要綱

（目的）
第１条　医療的ケア児等の保健・医療・福祉・教育等を支える体制の構築の推進に資するため、二次医療圏を基本とした「医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議」（以下「検討会議」という）を設置する。

（所掌事務）
第２条　検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）医療的ケア児等コーディネーターの配置・運用にかかる課題の抽出と対応策の協議
（２）その他小児等在宅医療（医療的ケア児等に関することを含む）課題に関する協議

（委員）
第３条　検討会議は、委員 20 人を目安として構成する。
２　委員は、次に掲げる者の中から、選定する。
（１）医療・保健分野の立場にある者
（２）福祉分野の立場にある者
（３）教育分野の立場にある者
（４）在宅医療を必要とする小児等（医療的ケア児等を含む）への専門的な支援に携わる者
３　委員の任期は就任した年度の翌年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任することができる。

（座長）
第４条　検討会議に座長を置く。
２　座長は、委員の互選により定める。
３　座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
４　座長に事故あるときは、座長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）
第５条　検討会議は、座長が招集し、その議長となる。
２　座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

4

医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議

構成メンバー（◎は座長）　（敬称略）

秋本　眞理子（よこすか訪問看護ステーション　管理者）
大友　崇弘　（社会福祉法人風祭の森　地域支援センター　センター長）
◎森下　浩明　（社会福祉法人みなと舎　総合施設長）
前田　智美　（社会福祉法人みなと舎　支援課長）
守　めいみ　（社会福祉法人聖テレジア会鎌倉療育医療センター小さき花の園
相談支援専門員）
葛貫　博之　（横須賀市子ども家庭支援課　課長）
田中　香織　（鎌倉市発達支援室　室長）
藤井　寿成　（逗子市療育教育総合センター　センター長）
仲宗根　悦子（三浦市福祉課　グループリーダー）
松浦　俊之　（神奈川県障害福祉課　副主幹）
三浦　千夏　（横須賀市教育委員会支援教育課　指導主事）
山内　美智子（鎌倉市教育委員会教育指導課　指導主事）
井手　真佐子（逗子市教育委員会学校教育課　指導主事）
瀧澤　和人　（三浦市教育委員会学校教育課　指導主事）
星野　陸夫　（神奈川県立こども医療センター　地域連携・家族支援局長）
井上　亜日香（神奈川県立こども医療センター　看護師）

5

神奈川県

資料２

前回会議の振り返り及び
コーディネーターの役割・業務内容について

Kanagawa Prefectural Government

6

１－１　前回会議の振り返り（ロードマップ等）

前回会議の議論（ロードマップ）

【事務局の提案】

年度＼事業内容	コーディネーター配置・運用検討会議	支援者・コーディネーター交流会	県コーディネーター連絡会
令和３年度	年３回開催 運用試運転に向け、コーディネーターの役割、業務内容及び運用方法を検討、策定する	年１回開催	年１回開催
令和４年度 【試行運転開始】	令和3年度の積み残しがあれば実施	未定	未定
	コーディネーター及び支援者のフォローアップを目的にした会議等は必要と考える		
令和５年度 【自走化】	横須賀・三浦地域において自走化		

Kanagawa Prefectural Government

7

１－２　前回会議の振り返り（ロードマップ等）

前回会議の議論（スケジュール）

【事務局の提案】

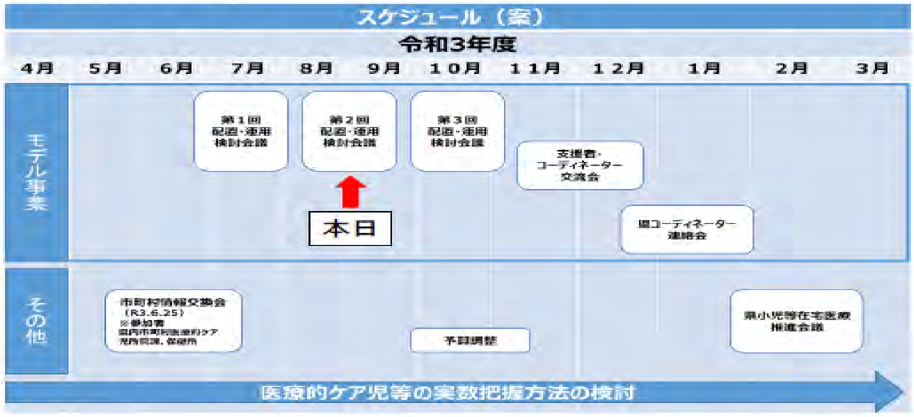

Kanagawa Prefectural Government

8

１－３　前回会議の振り返り（ロードマップ等）

前回会議の議論（各委員からのご意見）

○　運用試運転に向けて、ワーキング等を活用し、細かな調整も必要になるのではないか

○　国の計画では、令和５年度末までに、コーディネーターを配置することを見込んでいるため、他の地域の配置状況を確認し、並行的に他の地域についても、検討を進める必要があるのではないか

○　令和５年度の自走化に向けて、具体的な予算額を早急に検討する必要がある

Kanagawa Prefectural Government

9

２－１　前回会議の振り返り（役割・業務）

前回会議の議論（役割について）

【事務局の提案】

医療的ケア児等コーディネーターの役割は主に・・・

- 各種の相談に対応し、その相談内容から、**「適切な各分野のサービス・支援に繋ぐとともに、必要に応じて助言を行う」**
- 医療的ケア児等とその家族に対して、総合的かつ継続的に支援を提供するため、ケース毎に**「多職種連携ができるチーム」**の形成を促し、地域づくりに向けた課題の抽出・共有等を行う
- さらに、支援ニーズをリアルタイムで把握するため**「モニタリング」**を実施し、切れ目ない支援の提供を目指す

Kanagawa Prefectural Government

10

2－2　前回会議の振り返り（役割・業務）

前回会議の議論（業務について）

【事務局の提案】

コーディネーターの業務は主に・・・

1　スクリーニング

・医療的ケア児等とその家族及び支援者からの相談を受け付け、その相談内容から適切なサービス・支援に繋ぐとともに、必要な助言を行う

2　地域づくりに向けた個別課題の抽出・共有及びモニタリング

・児とその家族の状態像や課題等を多職種の支援者間で抽出・共有する
・また、多職種の支援者間の連携、支援に係る課題等について、情報・意見交換する
・さらに、支援者と情報を共有し、医療的ケア児等の支援状況や課題をリアルタイムで把握する

3　行政との連携

・各市町村・各圏域に設置されている医療的ケア児等の支援に関する「協議の場」や「児とその家族との交流会」等を通じ、把握した医療的ケア児等の課題を関係機関と共有する

Kanagawa Prefectural Government

11

2－3　前回会議の振り返り（役割・業務）

前回会議の議論（各委員からのご意見）

○　役割・業務の内容は良いと思うが、少し負担が大きいのではないか

○　業務内容について、少し整理が必要ではないか

○　既に似たような取組みを行っている部分もある
　ex.基幹相談支援センター、障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター

○　業務の内容は多いが、地域に医療的ケア児等コーディネーターとして養成された支援者と協力して取組めるような運用方法を検討する必要がある

Kanagawa Prefectural Government

12

3　コーディネーターの役割・業務内容について

前回会議での議論を受けて、次のとおり整理

Kanagawa Prefectural Government

13

3－1　コーディネーターの役割・業務内容について

コーディネーターは前提として・・・

☞ コーディネーターは、地域の支援者等の伴走者として、

☞ 地域の関係者・関係機関に、協力いただきながら活動し、

☞ 業務の中で抽出された課題等を共有し、地域の課題解決に取組む

Kanagawa Prefectural Government

14

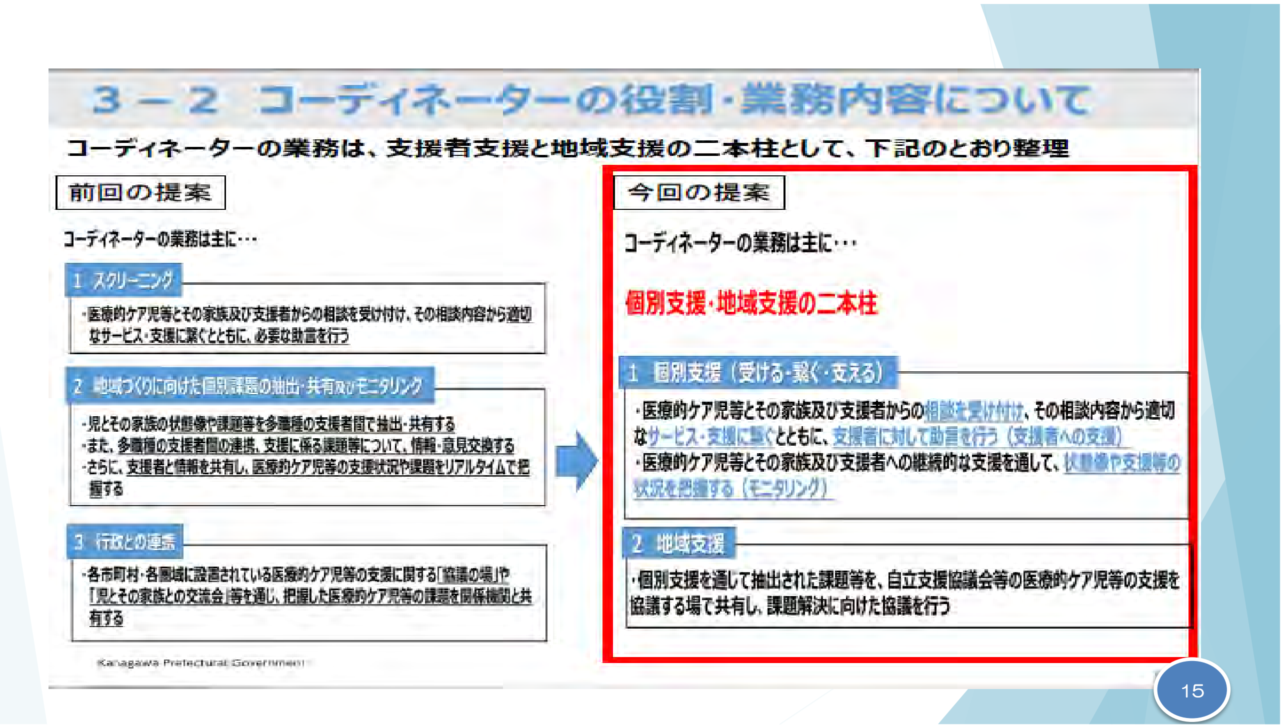
３－２　コーディネーターの役割・業務内容について
コーディネーターの業務は、支援者支援と地域支援の二本柱として、下記のとおり整理
前回の提案
コーディネーターの業務は主に・・・
1　スクリーニング
・医療的ケア児等とその家族及び支援者からの相談を受け付け、その相談内容から適切なサービス・支援に繋ぐとともに、必要な助言を行う
2　地域づくりに向けた個別課題の抽出・共有及びモニタリング
・児とその家族の状態像や課題等を多職種の支援者間で抽出・共有する
・また、多職種の支援者間の連携、支援に係る課題等について、情報・意見交換する
・さらに、支援者と情報を共有し、医療的ケア児等の支援状況や課題をリアルタイムで把握する
3　行政との連携
・各市町村・各圏域に設置されている医療的ケア児等の支援に関する「協議の場」や「児とその家族との交流会」等を通じ、把握した医療的ケア児等の課題を関係機関と共有する
今回の提案
コーディネーターの業務は主に・・・
個別支援・地域支援の二本柱
1　個別支援（受ける・繋ぐ・支える）
・医療的ケア児等とその家族及び支援者からの相談を受け付け、その相談内容から適切なサービス・支援に繋ぐとともに、支援者に対して助言を行う（支援者への支援）
・医療的ケア児等とその家族及び支援者への継続的な支援を通して、状態像や支援等の状況を把握する（モニタリング）
2　地域支援
・個別支援を通じて抽出された課題等を、自立支援協議会等の医療的ケア児等の支援を協議する場で共有し、課題解決に向けた協議を行う
Kanagawa Prefectural Government
15

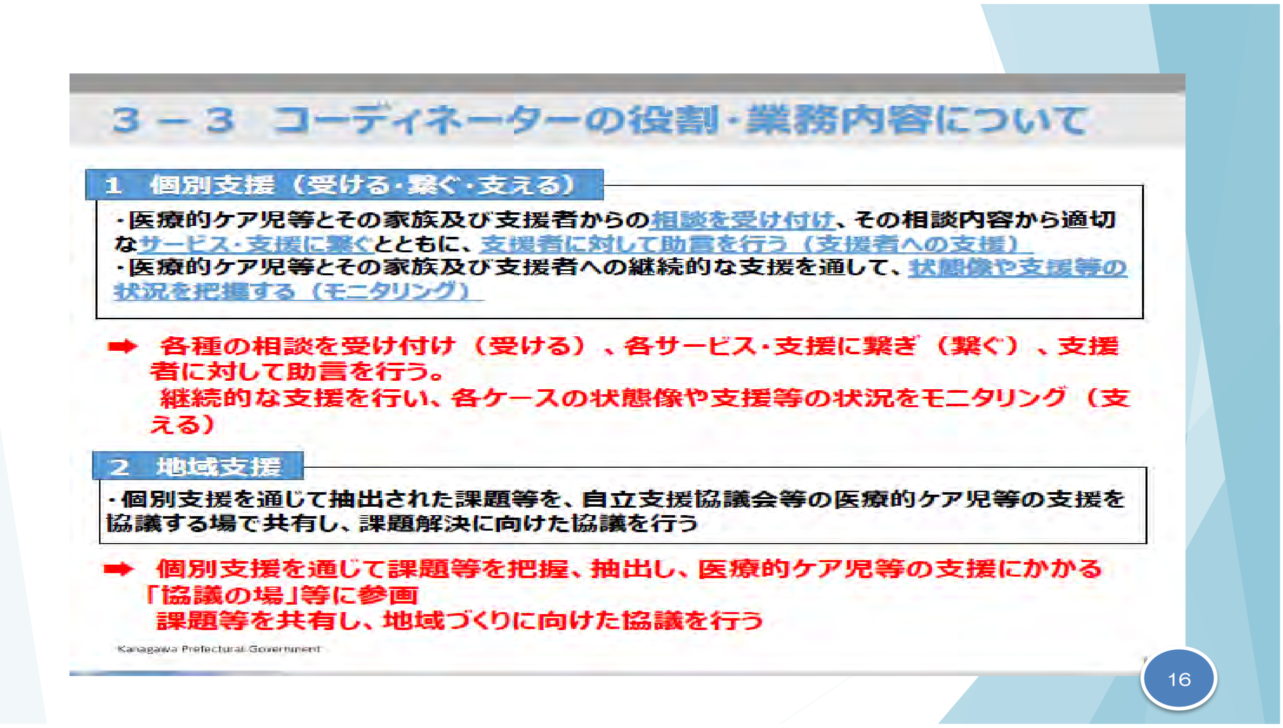
３－３　コーディネーターの役割・業務内容について
１　個別支援（受ける・繋ぐ・支える）
・医療的ケア児等とその家族及び支援者からの相談を受け付け、その相談内容から適切なサービス・支援に繋ぐとともに、支援者に対して助言を行う（支援者への支援）
・医療的ケア児等とその家族及び支援者への継続的な支援を通して、状態像や支援等の状況を把握する（モニタリング）
➡　各種の相談を受け付け（受ける）、各サービス・支援に繋ぎ（繋ぐ）、支援者に対して助言を行う。
継続的な支援を行い、各ケースの状態像や支援等の状況をモニタリング（支える）
２　地域支援
・個別支援を通じて抽出された課題等を、自立支援協議会等の医療的ケア児等の支援を協議する場で共有し、課題解決に向けた協議を行う
➡　個別支援を通じて課題等を把握、抽出し、医療的ケア児等の支援にかかる「協議の場」等に参画
課題等を共有し、地域づくりに向けた協議を行う
Kanagawa Prefectural Government
16

４　コーディネーターの業務体制について

御議論いただきたい点①

Kanagawa Prefectural Government

17

４－１　コーディネーターの業務体制について

コーディネーターの相談受付体制（案）

案①：ワンストップ対応
相談窓口を１、２ヵ所程度設置し、ワンストップで受け付け、その窓口から、地域に配置されたコーディネーターへ繋ぐ
→　各種相談の振り分け作業が煩雑か

案②：共有・協議対応
地域に配置されたコーディネーターそれぞれが相談を受け付け、その内容をコーディネーター同士で共有し、対応方針等を協議する
→　各種相談について、共有・協議する体制・場が必要になる

Kanagawa Prefectural Government

18

4－2　コーディネーターの業務体制について

◆コーディネー

5　論点

事務局として想定する論点

横須賀・三浦地域において・・・

☞　相談の受付方法として、どちらが適切か
→　実現するために、必要なことは何か

☞　業務フロー図は、コーディネーターの業務がイメージしやすいものになっているか

Kanagawa Prefectural Government　14

課題抽出

Kanagawa Prefectural Government

19

5　論点

事務局として想定する論点

横須賀・三浦地域において・・・

☞　相談の受付方法として、どちらが適切か
→　実現するために、必要なことは何か

☞　業務フロー図は、コーディネーターの業務がイメージしやすいものになっているか

Kanagawa Prefectural Government

20

資料２　別紙

医療的ケア児等コーディネーター　業務フロー

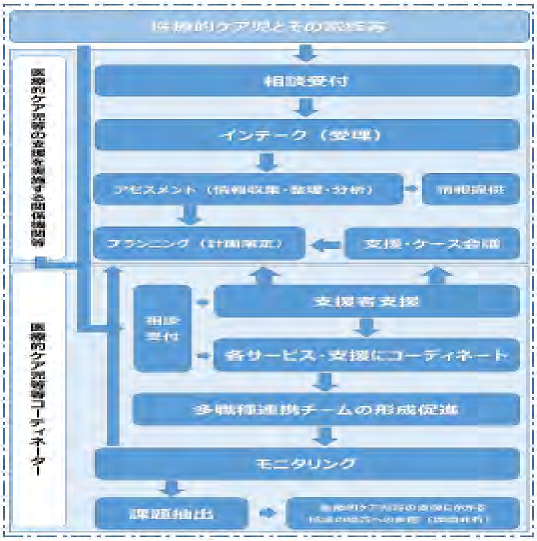

21

資料３

横須賀・三浦地域における
医療的ケア児等コーディネーター配置・運用方法について

１－１　コーディネーターの配置・運用方法について

１　設置・運営主体

☞ **横須賀・三浦地域**　※試行運転中（R4）は、県が主体となる
（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）

☞ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員、保健師、訪問看護師をはじめとした専門職を「コーディネーター」として配置する

【参考】
地域の実情を踏まえ、圏域ごとに議論し、主体を選定することを想定
※県は、各市町村の配置状況を把握し、その圏域の配置のバランス等を考慮しながら、配置のサポートを行う。

Kanagawa Prefectural Government

23

１－２　コーディネーターの配置・運用方法について

２　配置・運用方法

☞ **事業所・法人等（以下、「事業所等」という）へ委託**
・医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が所属する事業所・法人等への委託を想定。
※詳細は後述（スライド４～）

３　活用できる国庫補助

☞ **国庫補助**（厚生労働省　医療的ケア児等総合支援事業）
・基準額　約5,000千円、補助率1/2　※令和3年度時点
○メニュー
・医療的ケア児等コーディネーターの配置
・医療的ケア児等コーディネーター間や相談支援専門員との情報交換や症例検討の場の設置　.etc

Kanagawa Prefectural Government

24

2　配置・運用に係る課題について

配置・運用に係る課題

- 各市町村、事業所・法人等を越えた活動体制が実現できるか
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が「コーディネーター」として、地域に位置付けられ、協働して活動できる体制ができるかどうか

Kanagawa Prefectural Government

25

3　本事業の対象と配置・運用方法について（案）

御議論いただきたい事項②

Kanagawa Prefectural Government

26

３－１　本事業の対象について

本事業の対象（案）

○対象

横須賀・三浦障害保健福祉圏域内に居住する医療的ケア児等※とその家族及び医療的ケア児等の支援を実施する関係機関等

横須賀・三浦地域の行政で把握している医療的ケア児数

→　６９名（厚労省調査、R3.４.1時点）

（横須賀市：４５人、鎌倉市：１２人、逗子市：７人、三浦市：４人、葉山町：１人）

※【医療的ケア児等の定義】（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条2項）

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するもの。

Kanagawa Prefectural Government

３－２　配置・運用方法について（概要図）

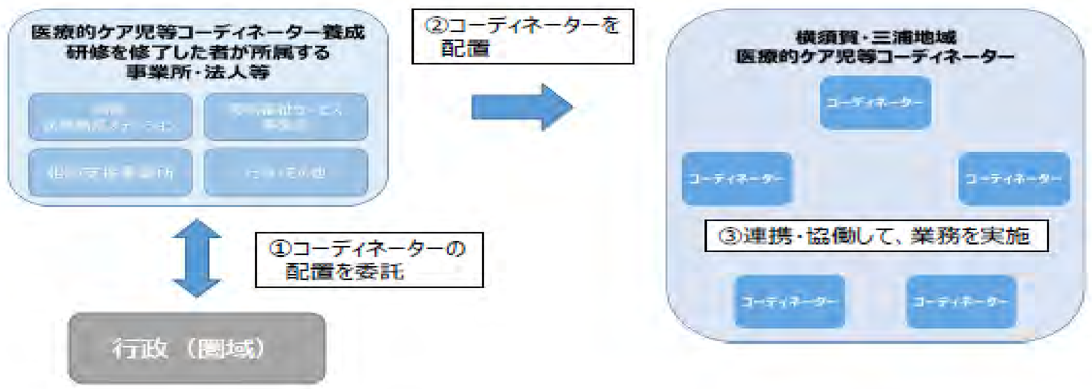

Kanagawa Prefectural Government

３－３　配置・運用方法について

概要

○行政は、事業所・法人等に、
「コーディネーター」の配置を委託し、「コーディネーター」は、資料２記載の役割・業務を担う
・委託先は、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者が所属する事業所・法人等を想定
・委託を受けた事業所・法人等は、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者を「コーディネーター」として、配置する（複数名、配置することを見込む）

○配置された「コーディネーター」は、他のコーディネーターと、資料２記載の業務を連携・協働して、実施する。

Kanagawa Prefectural Government

29

４　論点

事務局として想定する論点

☞ 資料２記載の役割・業務内容を実施するにあたり、コーディネーターを何人配置すればよいか

☞ 配置されたコーディネーター同士が、連携・協働して業務できるようにするために、必要なことは何か

Kanagawa Prefectural Government

30

参考１　コーディネーター養成研修修了者所属等一覧（R3.4月時点）

〇コーディネーター養成研修修了者数
横須賀市：３人
鎌倉市　：１人
逗子市　：１人
三浦市　：０人
葉山町　：１人

	所在地	所属事業所・法人等	サービス等種別
①	横須賀市	（社福）みなと舎　ライフゆう	計画相談支援 障害児相談支援
②		（社福）みなと舎　支援センターライフゆう	医療型障害児入所施設 療養介護
③		（社福）青い鳥　横須賀市療育相談センター	計画相談支援 障害児相談支援
④	鎌倉市	（社福）聖テレジア会　鎌倉療育医療センター小さき花の園	計画相談支援 障害児相談支援
⑤	逗子市	（社福）湘南の凪　支援センター凪（逗子市・葉山町基幹相談支援センター）	計画相談支援 障害児相談支援
⑥	葉山町	葉山町こども育成課	行政

※障害福祉課HP　掲載（令和３年４月時点）

Kanagawa Prefectural Government

31

参考２　横須賀・三浦地域における医療的ケア児等の推計値

実数調査及び生活実態調査

（１）実施概要
〇　こども医療センターの医療機関ネットワークを活用し、県内の研修指定医療機関38箇所へ調査票を配布し、調査を実施。
※調査対象は記付38機関＋こども医療センターの計39機関

（２）内容
〇　対象：外来で在宅療養指導管理料を算定している18歳以下の患者
〇　質問項目：居住市、年齢、性別、医療ケアの種類　等

＜疾患区分＞

（３）結果　**総数　1,088名（回答施設数：31施設）（H27.12時点）**

＜市町村別対象患者数＞

横浜市	515	伊勢原市	8
川崎市	99	座間市	8
相模原市	74	寒川町	8
藤沢市	68	逗子市	7
横須賀市	58	中郡	6
平塚市	40	葉山町	4
茅ヶ崎市	39	三浦市	4
大和市	28	足柄上郡	3
鎌倉市	21	愛甲郡	2
小田原市	19	箱根町	1
厚木市	15	南足柄市	1
海老名市	13	湯河原町	1
綾瀬市	10	県外	31
秦野市	9		

※県外内訳
町田市17　それ以外の東京都6　埼玉県3　千葉県2　秋田県1（県内1057例）

＜医療ケア別患者数＞

医療的ケア	延べ患者数
気管切開	376
人工呼吸（TPPV）	78
人工呼吸（NPPV）	25
吸引	418
胃瘻	409
腸瘻	9
人工肛門	5
自己導尿	150
腹膜透析	5
高カロリー輸液	11

＜年齢分布＞

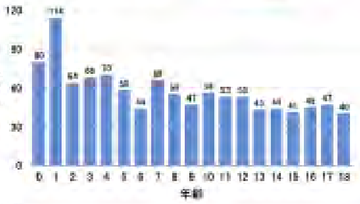

⇒　**横須賀・三浦地域の医療的ケア児等推計：９４名（H27.12月時点）**

Kanagawa Prefectural Government

32

神奈川県

https://www.pref.kanagawa.jp/

資料４

市町村（行政）における役割と運営方法について

Kanagawa Prefectural Government

33

１－１　市町村（行政）における役割について

コーディネーター配置・運用事業として、以下①～③の取組みを実施

①コーディネーターの配置・運用

○　コーディネーター養成研修を修了した者を、コーディネーターとして配置し、保健・医療・福祉・教育等の必要なサービスや支援を総合的に調整するとともに支援者の支援を行い、切れ目のない支援提供体制を構築する。
※コーディネーターの役割・業務内容等は「資料２」に記載のとおり

②コーディネーター・支援者連絡会の開催【想定：年２回】

○　コーディネーターの業務に係る課題等を抽出し、業務が円滑に進むよう、地域の関係機関、関係者との意見交換を行う

○　構成員
・コーディネーター
・各関係機関、関係者（各市町から2名を想定）
・行政職員（横須賀・三浦地域）

Kanagawa Prefectural Government

34

１－２　市町村（行政）における役割について

③コーディネーター配置・運用事業推進会議【想定：年１回】

○　コーディネーター配置・運用事業の活動状況を共有し、課題等を整理の上、今後の運営等について検討する

○　構成員
・コーディネーター
・各関係機関、関係者（各市町から2名を想定）
・行政職員（横須賀・三浦地域）

➡　②、③の会議については、既存の会議で代用可能であれば、新たに設置する必要はないと考える

Kanagawa Prefectural Government

35

２　運営方法について

負担金を活用

趣旨

- 事業所・法人等との委託契約は、圏域を代表して「市町村A」が行う。事業費については、按分。市町村B～Eは、市町村Aに対して、負担金を支払う
- 委託契約を含めた「コーディネーター配置・運用事業」について、圏域単位で運営・協議できるよう、協定を結ぶこととしたい

課題

- どの市町村を圏域の代表として、事業所・法人等と委託契約を結ぶか
- 事業費をどのように按分計算するか

Kanagawa Prefectural Government

36

3　必要経費について

想定される必要経費について

① コーディネーターの配置・運用

人件費、事務費（需用費、使用料（電話回線使用料））、
会議費（報償費、需用費、役務費（郵送料））、使用料（会場使用料）

② コーディネーター・支援者連絡会の開催

報償費、使用料（会場使用料）

③ コーディネーター配置・運用事業推進会議の開催

報償費、使用料（会場使用料）

4　論点

事務局が想定する論点

○ それぞれ①～③の取組みは、必要か
この他に、行政に求められる必要な取組みはあるか

○ 横須賀・三浦地域において、運営方法は実現可能か
→ 具体的な経費については、検討中

医療的ケアがあっても
ともに暮らせる
タウンミーティング
小田原市基幹相談支援センター
県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター
39

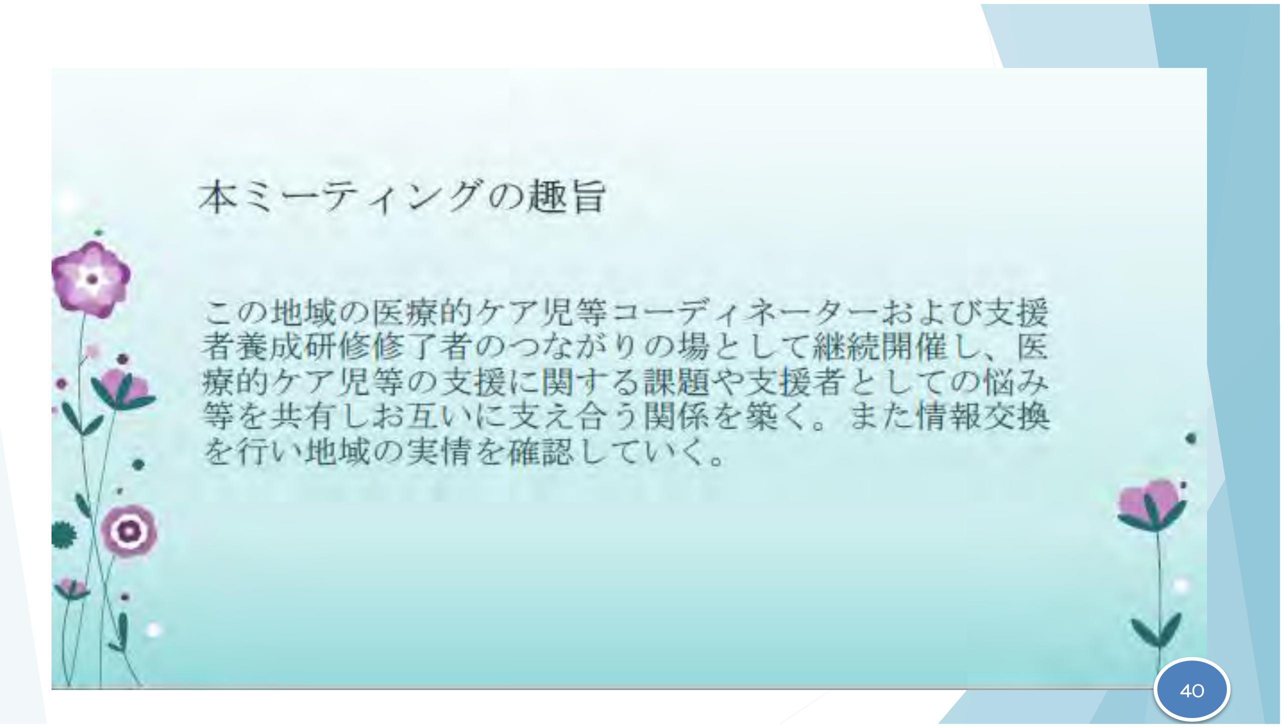
本ミーティングの趣旨
この地域の医療的ケア児等コーディネーターおよび支援者養成研修修了者のつながりの場として継続開催し、医療的ケア児等の支援に関する課題や支援者としての悩み等を共有しお互いに支え合う関係を築く。また情報交換を行い地域の実情を確認していく。
40

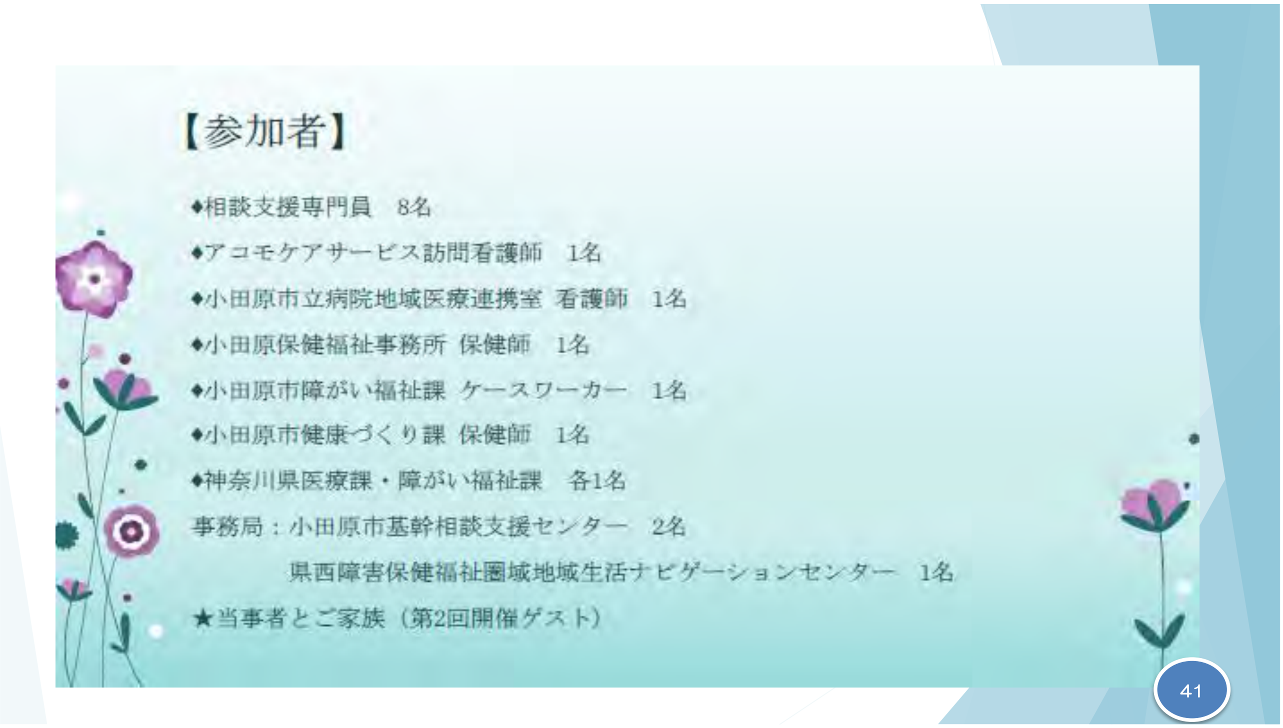
【参加者】
◆相談支援専門員　8名
◆アコモケアサービス訪問看護師　1名
◆小田原市立病院地域医療連携室 看護師　1名
◆小田原保健福祉事務所 保健師　1名
◆小田原市障がい福祉課 ケースワーカー　1名
◆小田原市健康づくり課 保健師　1名
◆神奈川県医療課・障がい福祉課　各1名
事務局：小田原市基幹相談支援センター　2名
県西障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター　1名
★当事者とご家族（第2回開催ゲスト）
41

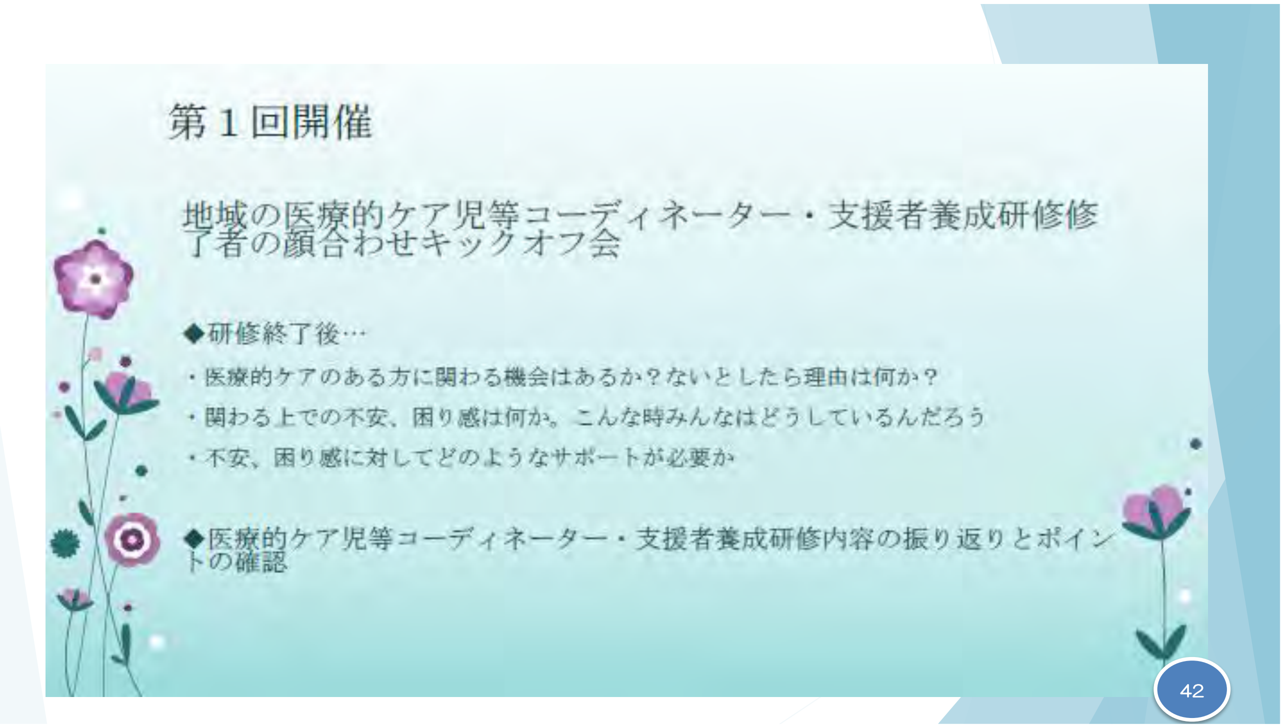
第１回開催
地域の医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修修了者の顔合わせキックオフ会
◆研修終了後…
・医療的ケアのある方に関わる機会はあるか？ないとしたら理由は何か？
・関わる上での不安、困り感は何か。こんな時みんなはどうしているんだろう
・不安、困り感に対してどのようなサポートが必要か
◆医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修内容の振り返りとポイントの確認
42

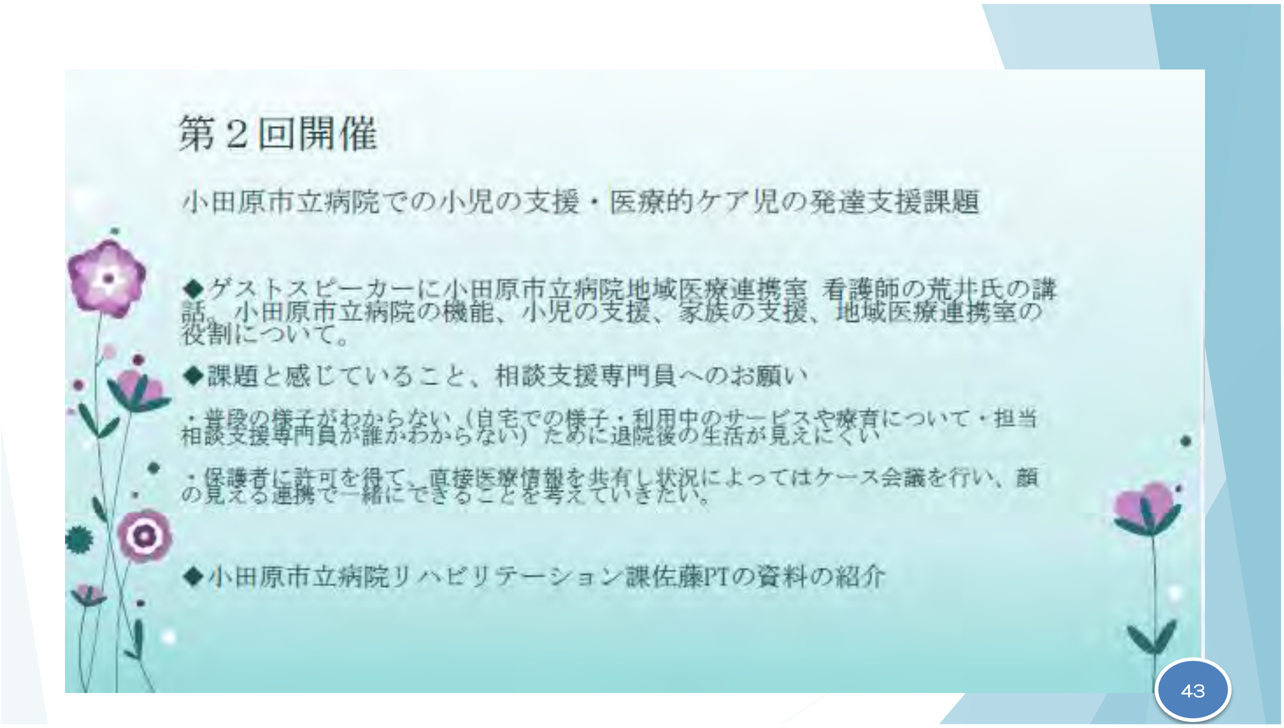
第２回開催
小田原市立病院での小児の支援・医療的ケア児の発達支援課題
◆ゲストスピーカーに小田原市立病院地域医療連携室 看護師の荒井氏の講話。小田原市立病院の機能、小児の支援、家族の支援、地域医療連携室の役割について。
◆課題と感じていること、相談支援専門員へのお願い
・普段の様子がわからない（自宅での様子・利用中のサービスや療育について・担当相談支援専門員が誰かわからない）ために退院後の生活が見えにくい
・保護者に許可を得て、直接医療情報を共有し状況によってはケース会議を行い、顔の見える連携で一緒にできることを考えていきたい。
◆小田原市立病院リハビリテーション課佐藤PTの資料の紹介
43

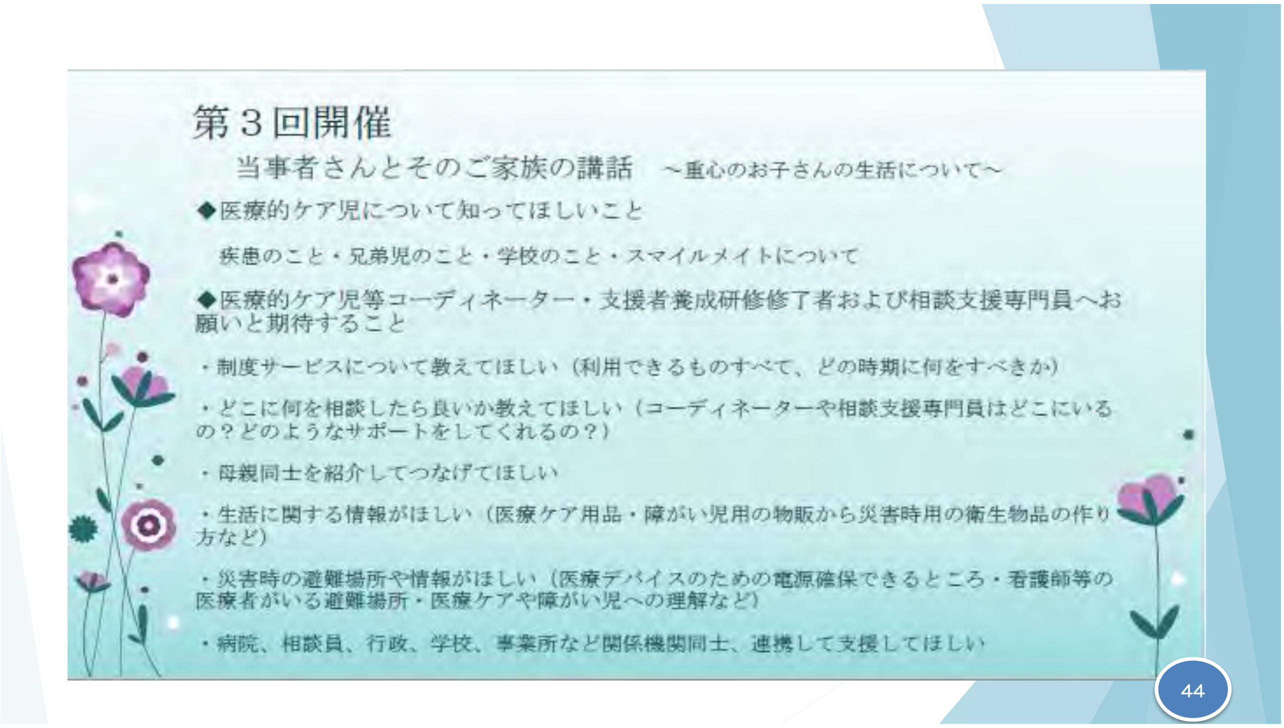
第３回開催
当事者さんとそのご家族の講話 ～重心のお子さんの生活について～
◆医療的ケア児について知ってほしいこと
疾患のこと・兄弟児のこと・学校のこと・スマイルメイトについて
◆医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修修了者および相談支援専門員へお願いと期待すること
・制度サービスについて教えてほしい（利用できるものすべて、どの時期に何をすべきか）
・どこに何を相談したら良いか教えてほしい（コーディネーターや相談支援専門員はどこにいるの？どのようなサポートをしてくれるの？）
・母親同士を紹介してつなげてほしい
・生活に関する情報がほしい（医療ケア用品・障がい児用の物販から災害時用の衛生物品の作り方など）
・災害時の避難場所や情報がほしい（医療デバイスのための電源確保できるところ・看護師等の医療者がいる避難場所・医療ケアや障がい児への理解など）
・病院、相談員、行政、学校、事業所など関係機関同士、連携して支援してほしい
44

知ってください あーちゃんのこと

45

第４回開催

◆医療的ケア児支援法について

◆医療的ケア児等コーディネーター配置運用検討会の進捗状況の共有

◆小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会 子ども部会との共催について

子ども部会の検討課題である「医療との連携・医療者とのつながりの場が少ない」「専門的支援を必要とする児への対応」について、課題解消するべく本ミーティングに参加してもらうことや共催で研修の実施を考えている。

46

資料6

県西圏域における地域 BPC の資料

小田原市基幹相談支援センター

県西圏域の障がい福祉サービス事業所におけるコロナクラスター発生時の相互支援体制

感染予防対策の徹底

（１）施設内の衛生管理
- ・３つの密を避ける　・手洗い、消毒、咳エチケットの徹底等

（２）感染対策のための指針・マニュアル、BCP計画等の作成及び更新
（３）職員研修、訓練等の実施
（４）早期発見・早期対応のための体制づくり
　①利用者様・職員への対応
　　☆日頃の体調の確認、定期的な検温
　　☆本人からの訴え・症状等あれば相談・報告
　　　◇医師や看護職員等に相談
　　　◇施設長等に必要事項の報告
　　　◇医療機関へ受診
　　　◇PCR検査を受ける
　②医療機関・保健所との連携体制構築
（５）職場の環境づくり
　・食事時の黙食徹底、相談窓口の設置、テレワークの導入等
（６）事業所間の情報共有

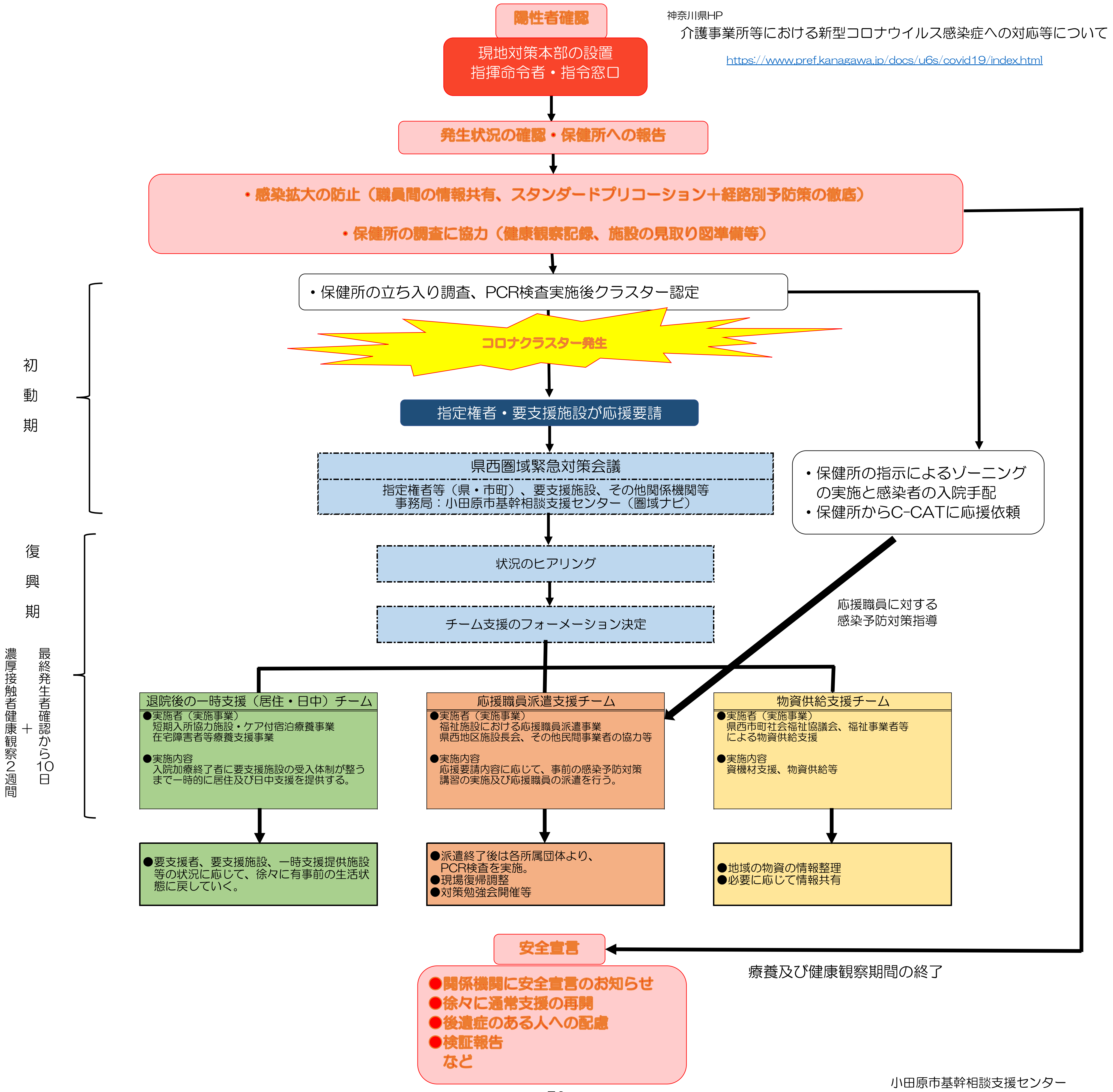

小田原市基幹相談支援センター

資料７

県西圏域における地域包括ケアシステム
資料

小田原保健福祉事務所保健予防課

Ｒ３年度　県小田原保健福祉事務所　精神障害者地域移行支援の取り組み

１、地域移行部会（年２回実施予定）

第１回　令和３年７月１日（木）　オンライン会議

・令和２年度精神科病院長期任意入院患者調査の結果について

結果を共有し、高齢化した患者層への支援が共通の課題であることを確認した。

病院スタッフが高齢者施設に訪問し、顔を繋ぎ連携を強化したら、長期入院者を受け入れてくれるようになった。また、その患者のアフターフォローを行った結果、再入院率が下がったという報告があった。

・令和３年度長期任意入院患者調査について

※下記参照

・精神科病院職員向け説明会について

※下記参照

２、地域移行支援人材研修（足柄上センターと共催）

令和３年 12 月 13 日（月）15：00～16：30（zoom でオンライン開催）

テーマ：新型コロナウイルスの影響で地域移行の取り組みが進まない中での工夫例

講師：地域活動支援センター櫻（和歌山市）精神保健福祉士、ピアサポーター

自立サポートセンタースマイル　ピアスタッフ、ピアサポーター

東海大学　中越章乃氏

内容：工夫例の紹介、受講者のグループディスカッション

３、長期入院者患者調査

・圏域３病院を対象に実施。すでに過去２年にわたり、調査を実施。

・今年度から、これまでの支援対象者を抽出する意味合いに加え、数的データを積み重ねていく方針。

４、精神科病院　スタッフ向け説明会

・障害者総合支援法の「地域移行・地域定着支援（個別給付）」について、市町職員が

詳しい説明をし、併せてピアサポーターからピアサポーターの支援について説明し、更なる周知を図る。

・質疑応答が肝要になるので、具体的な方法については、今後各病院と調整予定。

資料８

ピアサポーター　小泉委員の資料

社会福祉法人南足柄市社会福祉協議会

自立サポートセンタースマイル

みなさん、はじめまして。最近、こころの病をかかえ込んでいらっしゃる方、多くないですか？
でも、何からはじめたらいいんだろう…

そこで、わたしたち県西地区 "ピアサポーター(=同じ立場で助け合う仲間)" は、こころの病や悩みをかかえている人の「いばしょ(=俺ん家) を守る (=セーブ)」ため、この「おれんぢせぇぶ」というフリースペースを立ち上げました。みかん（オレンジ）が名産の神奈川県西部（せいぶ）ですしね♪

とりあえずみんなで集まって、話でもしませんか？　同じような悩み、苦しみを分かち合って、少しでもこころが軽くなれば嬉しいです。ご興味がありましたら、ぜひお問い合わせください。

◆おれんぢせぇぶ
（県西地区ピアサポーターグループ）
コアメンバー　一同

フリースペース

おれんち せぇぶ

～ あなたのいばしょ ～

こころの悩みや病を抱えている人が
仲間（ピアサポーター）たちと
安心して話せる居場所です

https://www.facebook.com/orangeseibu
Twitter : @orangeseibu
Mail　: orangeseibu@gmail.com

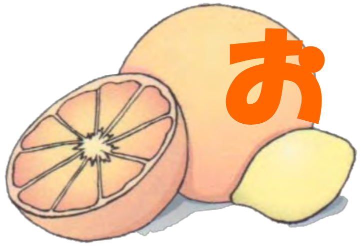

おれんぢせぇぶ

どんなことをしているの？

- 月１回を目安に、「おだわら市民交流市民センターUMECO」(小田原駅より徒歩３分) や「南足柄市女性センター」(大雄山駅より徒歩１分) 等の会議室を借りてフリースペースを開催してます (土日か祝日が多いです)
- ピアサポーター (こころの病をもつ同じ立場の仲間) が待ってます
- とりあえず、のんびりお話ししませんか？

フリースペース会場の様子

- 机といすをランダムに並べて自由に話をしています
- ピアサポーター関係のチラシや情報を集めて置いています

３つの約束を大切にしています。
参加希望の方は、まずはご連絡ください。

- ◆ ここでの話はここだけで
- ◆ 誰かを傷つけたり、いやだといわれることはやめましょう
- ◆ 仕事のあっせんや宗教の勧誘はやめましょう

その他

- フリースペースに足を運べない方にも、zoomを使ったオンラインでの語り合いの企画をしています
- 自分の病気やそこから回復した経験を発表したり、勉強会などを企画することもあります

◀ マスコットキャラの「Ｒｉｌｉ（リリ）」

通信紙を発行したり、FacebookやTwitterで開催情報も更新しています！
お気軽にお問い合わせください。

https://www.facebook.com/orangeseibu
Twitter：@orangeseibu
Mail　：orangeseibu@gmail.com

おれんぢせぇぶ
（県西地区ピアサポーターグループ）事務局

〒250-0105
神奈川県南足柄市関本403-2
南足柄市りんどう会館２階
自立サポートセンタースマイル気付

TEL：090-1033-6581（代表：小泉）

精神障がい当事者より、最近の取り組み・トピック・情報提供

- **地域移行・地域定着支援事業（神奈川県，委託：スマイル）ピアサポーターの取り組み**
  - 緊急事態宣言が発出されていたため、８・９月は定例会が対面で行えなかった。また９月に予定していたピアサポーター養成講座は、今年度は中止とした。
  - 入院者への病院訪問や個別支援は行えていないが、曽我病院の入院者さんから暑中見舞いをいただき、ピアからもお返事のハガキを送る形で交流を継続している。また検討段階ではビデオレターによるピアからの返事に加え、地域での買物や市福祉課等の利用の様子を盛り込む案もあったが、情勢を鑑みリスクが高いこと、ピアからの意見集約も行いたいことから今回は見送りとした。
  - 精神科病院職員向けにピア活動の周知をはかるビデオ資料作成を行っている。福祉サービスを利用しているピアに利用状況やその感想などのインタビューを盛り込む。県西圏域ナビと共催。
  - 12 月に小田原保健福祉事務所及び足柄上センターで主催する、地域移行支援人材養成研修において、最近のスマイルピアの取り組みを紹介する予定。

- **おだわらピアステーション（小田原市）ピアサポーターの取り組み**
  - 定例会（月１回）に関しては、感染対策を実施した上で対面開催できている。７月には箱根町・真鶴町・湯河原町の障がい福祉担当の方にもご見学いただいた。
  - クローバーのフリースペースは、７月は開催、８・９月は中止、10 月から再開見込み。開催された時はピアサポーターが参加しサポートを行っている。
  - ９月に小田原市社協職員むけに、地域生活で感じること・困ることなどを体験発表した。
  - 11 月に小田原市桜井地区自治会で災害対策に向けた講演会で、ピアより精神障がいを持つ方の生活や災害時に不安なこと配慮してほしい事などの発表を行う。
  - 12 月に地域交流事業として、小田原市役所内でのロビー展示に参加予定。
  - ピアへむけたフォローアップ研修も２～３月付近で調整が進んでいるとのことです。

- **おれんぢせぇぶ（セルフヘルプグループ）**
  - 緊急事態宣言の影響で８、９月はオンラインのみの開催となっている。
  - パンフレットおよび通信紙の作成を行った。
  - 12 月にりんどう会館にて、主におれんぢせぇぶに参加されている当事者から、ご自身の回復につながったものなどを持参していただき展示する「ストーリー展」という企画を行う（別紙参照）。
  - 10 月にコアメンバーがぽけっと職員の方との顔合わせを予定。３月におだわらピアが予定している研修で、当事者中心で立ち上げたグループとして、経緯や実践して感じたことなどを紹介させていただく予定があり、地域内で当事者同士の交流が進むような取り組みも進めていきたい。

3rd　Anniversary　おれんぢせぇぶ
no rain no rainbow　ストーリー展
～　自分色の🌈をかけよう　～

いつもおれんぢせぇぶの活動にご協力下さりありがとうございます。
おれんぢせぇぶは今年の１１月で３周年になります。そこで、フリースペースに参加してくださるみなさんと一緒に、イベントを開催したいと考えています。

みなさんひとりひとりがゆっくりと時間をかけて、今に至るまでの途中で出会った人や物、活動や自己実現の場、元気になった、支えになったことを展示したいと考えています。

例えば・・・
デイケアで習字をし、それから何となく習字をすると気持ちがスッキリする。・・・
→書初め作品
昔からこのアイドルが好き・・・ライブはいつも元気をもらっている・・・
→ペンライト、手作りうちわ等

展示会を開催するにあたり、みなさんから作品等の募集・協力をお願いいたします。
作品等の展示にご協力いただける方は以下の方法で、ご協力をお願いいたします。

【作品協力の搬入、搬出方法】
・開催日当日、現地に１１時までに持参、参加し引き下げ。
（当日参加できず、作品搬入搬出できない方についてはご相談ください。）

※詳細と作品展協力の申し込みについては、こちらの特設フォームへの入力、
または、裏面のエントリーシートをコピーして郵送をお願いします
（受付はエントリーシートのみです。作品そのものは送らないでください。）

特設フォーム
QRコード

https://forms.gle/pxouERNEHDTjvZ797

特設フォームはFacebook・Twitterからもアクセス可能です
https://www.facebook.com/orangeseibu
Twitter：@orangeseibu
Mail：orangeseibu@gmail.com

郵送の場合：〒250-0105　南足柄市関本403－2
南足柄市りんどう会館内　自立サポートセンタースマイル気付
「おれんぢせぇぶ事務局」まで
担当：090-1033-6581（小泉）

【主催】おれんぢせぇぶ

3rd　Anniversary　おれんぢせぇぶ
no rain no rainbow　ストーリー展
～　自分色の🌈をかけよう　～

日程：令和３年１２月１１日（土）
時間：開館１２時より１５時まで
場所：りんどう会館　　住所：南足柄市関本４０３番地２
交通：伊豆箱根鉄道大雄山線　大雄山駅から徒歩５分

新型コロナウイルス感染予防に万全の注意を払い
開催いたします。状況により開催方法を変更することも
ご了承願います。

エントリーシート （〆切：11月11日（木））

氏名 (ニックネームでも可)

連絡先（メールアドレス・電話番号のどちらかまたは両方）

（※ご確認の連絡をさせていただきます）

作品名

（※ご自身で作った物に限らず大丈夫です
オリジナルの作品名の場合は、
一般的な名称もお書きください）

数量・素材

大きさ（何cm×何cmなど）

（※数量・大きさのイメージをつかむため
写真を同封・またはメールして
いただけたら非常にありがたいです）

作品にまつわる エピソード

（※自分にとってどのようなものか、
想いを書いていただければ！）

作品の当日持ち込み （どちらかに○）

可能 ・ 不可能

パソコン・スマートフォンからも送れます

特設フォーム
QRコード

https://forms.gle/pxouERNEHDTjvZ797

郵送の場合：〒250-0105 南足柄市関本403－2
南足柄市りんどう会館内 自立サポートセンタースマイル気付
「おれんぢせぇぶ事務局」 まで
コピーしてお送りください

担当：090-1033-6581（小泉）
Mail：orangeseibu@gmail.com

資料９

各機関からの情報提供

東京弁護士会・第二東京弁護士会（P86～）

かながわ共同会（P88～）

医療的ケアの必要な
お子さん・ご家族へ

医療的ケア児
就園・就学など
ホットライン

この先手続きは
どう進むの？？

医ケアはそんなに
危険じゃないのに
理解してもらえな
い・・・

（弁護士による無料電話相談）

２０２１年１０月２７日（水）１０時～１６時

専用ダイヤル：０３－６８１１－２２１４

医療的ケアを理由に保育園や幼稚園に入れない、希望する学校に入れない、園や学校から付添を求められている、などでお困りではありませんか？

東京弁護士会・第二東京弁護士会では、医療的ケアの必要なお子さんの地域での育ちと学びを支援するため、電話相談を行います。お気軽にお電話ください。

※本電話相談に関するお問い合わせ先
電話：０３－３５８１－２２５０　ＦＡＸ：０３－３５８０－６６８８

主催：東京弁護士会・第二東京弁護士会　共催：日本弁護士連合会

東京弁護士会・第二東京弁護士会では、下記の法律相談も常設で実施しています。
こちらもよろしければご利用ください。※新型コロナ感染拡大防止のため変更する場合があります。

東京弁護士会　子どもの人権110番

電話相談（相談無料）

●相談日　毎週月～金曜日　13:30～16:30　17:00～20:00（受付時間19：45まで）
　　　　　毎週土曜日　13:00～16:00（受付時間15：45まで）

●電　話　０３－３５０３－０１１０

面接相談（相談無料、予約制）

●相談日　毎週水曜日13:30～16:30、毎週土曜日13:00～16:00
　　　　　まずは、電話相談でご相談いただき、面接相談の希望をお伝えください。
　　　　　お問合せは人権課03-3581-2205まで。

●場　所　毎週水曜日　東京弁護士会人権課
　　　　　　東京都千代田区霞が関１－１－３　弁護士会館６階
　　　　　毎週土曜日　池袋法律相談センター
　　　　　　東京都豊島区池袋２－４０－１２　西池袋第一生命ビルディング１階

第二東京弁護士会　キッズひまわりホットライン　～子どもの悩みごと相談～

電話相談（相談無料）

●相談日　毎週火、木、金曜日（祝日を除く）午後３時～７時

●電話　０３－３５８１－１８８５

面接相談（相談無料、要予約）

●相談日　毎週火、木、金曜日（祝日を除く）午後３時～５時
　　　　　※前日の午後５時までにご予約ください。

●予約・お問い合わせ電話番号　０３－３５８１－２２５７

●場　所　第二東京弁護士会 東京都千代田区霞が関１－１－３　弁護士会館９階(受付)

オアシス／ゆとり～な(高齢者・障がい者総合支援センター)

電話相談（相談無料。東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会共通）

●相談日　月曜日～金曜日（祝日を除く）午前１０時～正午、午後１時～４時

●電　話　０３－３５８１－９１１０

面接相談（要予約）

●相談日　毎週木曜日（祝日を除く）午後１時～４時まで（二弁）
　　　　　毎週火曜日（祝日を除く）午前１０時～３時まで（東弁）

●相談料　１時間　１０，０００円（税別）

●予約・お問い合わせ電話番号　０３－３５８１－２２５０（二弁）
　　　　　　　　　　　　　　　０３－３５８１－２２０５（東弁）

●場　所　第二東京弁護士会 東京都千代田区霞が関１－１－３　弁護士会館９階(二弁受付)　東京弁護士会　千代田区霞が関１－１－３弁護士会館６階（東弁受付）

関係各位

令和３年１０月吉日

社会福祉法人かながわ共同会
理事長　山下　　康

かながわ共同会オープンセミナーの開催について（ご案内）

時下、皆様方におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より、当法人の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。
さて、次の通りZoomを利用したオンラインでのセミナーを開催いたしますので、御多忙中のことと存じますが、御参加くださるようご案内申し上げます。

記

1　日　時　　令和3年11月15日（月）　15時00分～17時00

2　開催方法　　オンライン（Ｚｏｏｍ）
※パソコン、スマートフォン、タブレットからご覧ください。

3　テーマ　　「障害福祉サービスにおける意思決定支援」
講師　冨岡　貴生 氏
社会福祉法人唐池学園　貴志園　園長

4　参加費　　無料

5　参加申込み　　専用申込フォームからお申込みください。
※お申込み後、メールにてＺｏｏｍのＵＲＬ、当日資料をお送りします。
※お申込みの際の個人情報につきましては、本研修に関する事務のみに使用します

こちらのwebフォームからお申し込みください

以上

事務担当
法人事務局　人材企画部
企画研修課　川連　中迫
TEL:　0463-80-8224
FAX:　0463-80-6233
MAIL:　hoj-kikaku@kyoudoukai.jp

社会福祉法人かながわ共同会オープンセミナー

障害福祉サービスにおける
意思決定支援について

私たちのことを、私たち抜きに決めないで
nothing about us without us

参加費無料

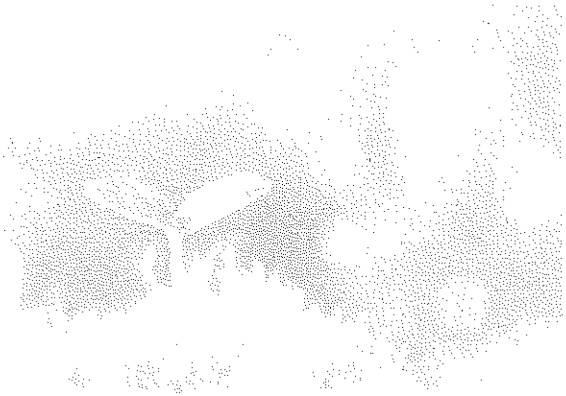

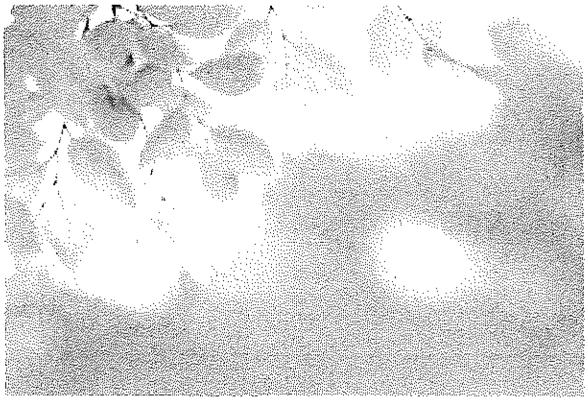

オンライン配信で開催します

日程　**令和3年11月15日（月）**

時間　**15：00～17：00**

講師
社会福祉法人 唐池学園 貴志園 園長
NPO法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク相談役
日本知的障害者福祉協会理事 相談支援部会代表
津久井やまゆり園意思決定支援アドバイザー

冨岡 貴生氏

事前申込 申込締切 11/11（木）
定員となり次第締め切ります

→→ご予約は申し込みフォームから→→

お申込みはこちらから

お問い合わせ

社会福祉法人かながわ共同会 法人事務局
〒257-0003 秦野市南矢名３－２－１ （担当）川連・中追
TEL: 0463-80-8224　Mail: hoj-kikaku@kyoudoukai.jp
FAX: 0463-80-6233　HP：https://www.kyoudoukai.jp/

かながわ共同会